

平成 24 年第 3 回多賀城市議会定例会補正予算等特別委員会会議記録

平成 24 年 9 月 25 日（火曜日）

場所 全員協議会室

◎出席委員（17 名）

委員長 金野 次男

副委員長 米澤 まき子

委員

柳原 清 委員

戸津川 晴美 委員

江口 正夫 委員

深谷 晃祐 委員

伏谷 修一 委員

藤原 益栄 委員

佐藤 恵子 委員

森 長一郎 委員

松村 敬子 委員

阿部 正幸 委員

根本 朝栄 委員

雨森 修一 委員

吉田 瑞生 委員

昌浦 泰己 委員

竹谷 英昭 委員

◎欠席委員（1 名）

板橋 恵一 委員

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 内海 啓二

市民経済部長 伊藤 一雄

保健福祉部長 鈴木 健太郎

建設部長 鈴木 裕

総務部次長(兼)総務課長 竹谷 敏和

市民経済部次長(兼)生活環境課長 佐藤 秀業

保健福祉部理事(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 紺野 哲哉

建設部次長(兼)都市計画課長 永沢 正輝

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 吉田 真美

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(政策秘書担当) 小野 史典

総務部副理事(兼)管財課長 阿部 博光

総務部副理事(兼)地域コミュニティ課長 片山 達也

総務部副理事(兼)交通防災課長 角田 三雄

収納課長 木村 修

商工観光課長 菊田 忠雄

保健福祉部副理事(兼)こども福祉課長 但木 正敏

保健福祉部副理事(兼)健康課長 長田 健

保健福祉部副理事(兼)介護福祉課長 松岡 秀樹

保健福祉部副理事(兼)国保年金課長 高橋 信子

社会福祉課生活再建支援室長 阿部 英明

建設部次長(下水道担当)(兼)下水道課長 鈴木 弘章

多賀城駅周辺整備課長 根元 伸弘

道路公園課長 加藤 幸

復興建設課長 熊谷 信太郎

会計管理者 永澤 雄一

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 大森 晃

教育委員会事務局理事(兼)学校教育課長 麻生川 敦

生涯学習課長 武者 義典

文化財課長 加藤 佳保

水道事業管理者 佐藤 敏夫

上水道部次長(兼)管理課長 櫻井 友巳

工務課長補佐 庄司 成二

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 鎌田 洋志

主幹 櫻井 道子

午前 10 時 57 分 開会

● 正副委員長の選任

○伊藤議会議務局長

御苦労さまでございます。

時間ちょっと前ではございますけれども、ただいまから補正予算等特別委員会を開会いたします。

初めに、委員長の選任でございますが、委員長が選任されるまでの間、委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うことになっております。したがって、出席委員中、吉田瑞生委員が年長の委員でありますので、御紹介申し上げます。お願いします。

(吉田瑞生臨時委員長、委員長席に着く)

○吉田臨時委員長

おはようございます。

それでは、委員会条例に基づきまして、臨時に委員長の職務を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席委員は 17 名であります。

本日は、板橋恵一委員から欠席届が出されておりますので、御報告申し上げます。

定足数に達しておりますので、直ちに特別委員長の選任を行います。

お諮りいたします。特別委員長は、委員長の輪番制という申し合わせにより、議会運営委員会委員長がその職務を行うこととなりますので、特別委員長は金野次男委員となります。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉田臨時委員長

御異議なしと認めます。

よって、補正予算等特別委員長は金野次男委員に決しました。

以上で臨時委員長の職務を終わらせていただきます。

(吉田瑞生臨時委員長退席、金野次男委員長席に着く)

○金野委員長

改めまして、おはようございます。

長丁場でありました平成 23 年度の決算特別委員会委員の方、そして職員の皆さん大変お疲れさまでございました。本日から、24 年度の補正予算に入りますが、よろしくお願ひ申し上げます。

○金野委員長

この際、副委員長の選任を行います。

副委員長の選任については、申し合わせにより、委員長の私から指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○金野委員長

御異議なしと認め、私から指名をさせていただきます。

それでは、副委員長には米澤委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

● 議案第 80 号 平成 24 年度多賀城市一般会計補正予算 (第 3 号)

○金野委員長

これより、本委員会に付託されました議案第 80 号から議案第 85 号までの平成 24 年度多賀城市各会計補正予算並びに議案第 86 号 平成 24 年度多賀城市災害公営住宅整備事業特別会計予算の審査を行います。

この際、お諮りいたします。本件につきましては、提出者から提案理由の説明は終わっておりますので、本委員会における審査は、各議案ごとに各部課長等から説明を受け、次に質疑を行い、討論は本会議で行うこととして省略し、採決いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○金野委員長

御異議なしと認め、さよう決します。

それでは、まず、議案第 80 号 平成 24 年度多賀城市一般会計補正予算 (第 3 号) を議題といたします。

関係課長等から、順次説明を求めます。

- 歳出説明
- 2款 総務費

○小野市長公室長補佐（政策秘書担当）

よろしく申し上げます。それでは、資料の 52、53 ページをお開き願いたいと存じます。

初めに、歳出の説明をさせていただきます。

2款1項1目一般管理費で 167 万 9,000 円の増額補正を行うものでございます。右のページの説明欄、市長公室の 1、政策秘書業務事業で 55 万 2,000 円の増額補正でございます。これは、東日本大震災に係る各種支援等への御礼として贈呈しております記念品につきまして、在庫では不足を生じることが見込まれるため追加で購入するための経費でございます。

なお、その記念品につきましては、多賀城碑をモチーフにした風呂敷でございますが、今般県外各自治体から派遣をいただいております職員の皆様にも贈呈させていただく分も含めて、合計 500 枚の購入を予定しております。

○片山地域コミュニティ課長

次に、地域コミュニティ課関係 1 の市民活動サポートセンター維持管理事業で 3 万 2,000 円の増額補正です。これは、宮城県微量 PCB 汚染廃電気機器等把握支援事業を活用し、市民活動サポートセンターの高圧変圧機 1 台に PCB が含まれているかどうかについて分析調査を実施するための委託料を増額するものです。なお、県の補助金交付要綱に基づきまして、対象経費の 2 分の 1 が補助金として交付される予定でございます。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

次に、生活環境課関係の 1、生活環境課総務企画係庶務事務で 109 万 5,000 円の増額を行うものでございますが、これは当初予算で非常勤職員の人件費を 6 カ月分計上しておりましたが、震災対応業務を継続して行うため、緊急雇用創出事業を活用いたしまして 6 カ月分の非常勤職員報酬及び共済費の 1 名分を増額するものでございます。

○阿部管財課長

7 目調査管理費 13 節委託料で 25 万 2,000 円の増額補正でございます。これは、説明欄 1、庁舎維持管理事業で庁舎の高圧変圧機 8 台に PCB が含まれているかどうかについて、宮城県微量 PCB 汚染廃電気機器等把握支援事業を活用し、分析調査を実施するための委託料でございます。なお、同事業の補助金交付要綱に基づき、経費の 2 分の 1 が補助金として交付される予定でございます。

○鈴木市長公室震災復興推進局長

12 目震災復興推進費で 2,500 万円を増額し、総額で 8,625 万 3,000 円とするもので、説明欄 1 の 1 に記載のとおり、13 節委託料で多賀城市津波復興拠点整備基礎調査検討業務委託料であります。これは、津波復興拠点事業の実現に向けて、一本柳地区での津波復興拠点市街地形成のために備えるべき機能に関して、立地したいと考えている企業等の意向を確認しながら調査を進めるとともに、市街化区域への編入、農振農用地区区域の除外に係る法令図書の作成を委託するものであります。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

次に、13目財政調整基金費で47万8,000円の増額補正をするものでございます。説明欄、財政調整基金積立利子の47万8,000円は、平成23年度決算に係る歳計剰余金の一部を財政調整基金に積み立てることなどに伴い、利子収入の増額を見込んで増額補正をするものでございます。

続いて、15目市債等管理基金で10億6,053万1,000円の増額補正をするものでございます。説明欄、市債等管理基金積立金の10億6,000万円は、災害公営住宅整備事業特別会計からの災害公営住宅用地売り払い収入と、平成23年度決算の歳計剰余金の一部を活用し、現時点における旧第七小学校用地に係る残債務の償還財源を確保するため市債等管理基金に積み立てるものでございます。同じく説明欄、市債等管理基金積立利子の53万1,000円は、積立金の増加等に伴う利子収入の増額を見込んで増額補正をするものでございます。

市債等管理基金は、今回の補正予算において取り崩しを予定しておりませんので、ただいま御説明申し上げました歳出予算の補正によりまして、平成24年度末における残高は15億9,983万円。繰り返します。15億9,983万円となる見込みでございます。

○小野市長公室長補佐（政策秘書担当）

次に、16目諸費で450万8,000円の増額補正を行うものでございます。

初めに、説明欄の市長公室の1、追悼式開催事業435万円でございますが、これは東日本大震災で犠牲になられた方々のみたまをお慰めするため、来年の3月11日に文化センター小ホールを会場といたしまして追悼式を開催するための経費でございます。その主なものでございますが、13節委託料で祭壇設置と業務委託料の420万円でございます。

○片山地域コミュニティ課長

次に、地域コミュニティ課関係、1の地域情報行政情報お知らせ板設置事業で15万8,000円の増額ですが、これは黒石崎区内に設置しておりますお知らせ板につきまして、地権者の方から撤去を求められたことに伴いまして、同地区内にあります丸山公園の中に移設をするための委託料を増額するものでございます。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

次のページをお願いいたします。

17目住民生活に光をそそぐ基金費で3,000円の増額補正をするものでございます。説明欄、住民生活に光をそそぐ基金積立利子の3,000円は、現在預け入れをしている金融機関の預金利子等を勘案し、利子収入の増額を見込んで増額補正をするものでございます。

次に、18目東日本大震災復興基金費で449万3,000円の増額補正をするものでございます。説明欄、東日本大震災復興基金積立金の444万5,000円は、本市にお寄せいただいた震災復興寄附金、4月から7月までの収入分に加えて、平成23年度中にお寄せいただいた震災復興寄附金のうち予算計上することができなかった収入分も合わせて積み立てるものでございます。同じく説明欄、東日本大震災復興基金積立利子の4万8,000円は、積立金の増加に伴う利子収入の増額を見込んで増額補正をするものでございます。

次に、19目東日本大震災復興交付金事業基金費で4,952万2,000円の増額補正をするものでございます。説明欄、東日本大震災復興交付金事業基金積立金の4,915万円の増額補正は、復興交付金の第3回申請分の交付額が示されたことを受けて、その全額を積立金として計上するものでございます。同じく説明欄、東日本大震災復興交付金事業基金積立利

子の37万2,000円は、積立金の増加に伴う利子収入の増額を見込んで増額補正をするものでございます。

○木村収納課長

2款2項2目賦課徴収費で2,700万円の増額補正でございます。6月定例会において、東日本大震災に係る雑損控除等の申告による税額更正及び市税の減免等により増額補正を行いましたけれども、その後も税額更生等により還付金が生じたため不足分を増額するものでございます。

● 3款 民生費

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

次、3款1項1目社会福祉総務費で109万2,000円の増額補正でございます。説明欄1、社会福祉課庶務事務で12万円の増額補正は、秋の叙勲受章に係る旅費でございます。

○高橋国保年金課長

国保年金課でございますが、医療給付事務事業で97万2,000円の増額補正でございます。これは、臨時職員1名分の人件費で当初半年分の予算計上をしてございましたが、10月以降引き続き緊急雇用創出事業補助金を活用し雇用するものでございます。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

2目障害者福祉費で42万4,000円の増額補正でございます。

次のページをお願いいたします。

福祉サービスシステム管理事業に係る14節使用料及び賃借料の増額でございます。現行のシステムは導入から5年を経過しましてハードウェアの更新と関係法、障害者自立支援法、これの改正に対応するためのソフトの改修が必要となっておりますところ、県の補助金が充当できることを確認できましたのでシステムを更新するものでございます。

恐れ入りますが29ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正でございます。下の変更の表の業務支援システム借り上げ料で、変更前限度額350万8,000円に559万8,000円を増額し、限度額を910万6,000円とするものでございます。平成25年度から平成27年度までの3カ年分の福祉サービスシステム借り上げ料でございます。

補足で説明させていただきます。ただいまの29ページ、業務支援システム借り上げ料、変更の期間が平成25年度から29年度までとなっておりますが、これは変更前の350万8,000円、こちらに係る期間でございます。業務システム、社会福祉課にかかわる部分の福祉サービスシステムの借り上げ料としては25年度から27年度までの3カ年でございます。

○松岡介護福祉課長

続きまして、56ページ、57ページをお願いいたします。

4目老人福祉費で430万円の増額補正でございますが、説明欄1で移送サービス事業18節備品購入費につきましては、在宅で歩行が困難な方々を対象に社会福祉協議会に業務委託し事業運営を行っております移送支援事業につきまして、事業用車両が老朽化いたしま

したことから県の地域支え合い体制づくり事業補助金、補助率 10 分の 10 を受けまして、備品購入費として車両購入を行うものでございます。また、補正額の財源内訳、一般財源 338 万 5,000 円の財源組み替えでございますが、移送サービス事業の事業費につきましても同じく補助金の対象となりましたことから県支出金に財源を組み替えるものでございます。

続きまして、7 目介護保険対策費で説明欄 1、生活困難者に対する利用負担減免措置事業に係る 33 万円の県支出金への財源組み替えでございますが、低所得の方々に社会福祉法人等が行う負担軽減対策事業に対する補助金で、補助見込み額確定に伴う財源組み替えでございます。

○高橋国保年金課長

8 目後期高齢者医療事業繰出金で 11 万 2,000 円の増額補正でございます。これは、後期高齢者医療特別会計に係る繰出金でございます。内容につきましては、後期高齢者医療特別会計で御説明申し上げます。

○但木こども福祉課長

次に、3 款 2 項 1 目児童福祉総務費の 20 節扶助費で 1,129 万 4,000 円を増額補正するものでございます。これは、説明欄 1 の児童扶養手当支給事業の 20 節扶助費において新規の申請及び転入による受給対象者の増、また所得の減少等により一部支給から全部支給に変更になる受給者の増が見込まれることに伴い、その給付に係る費用を増額するものでございます。

次に、2 目保育運営費で 564 万 1,000 円を増額補正するものでございます。これは、説明欄 1 の私立保育所運営管理事業において任用計画上本年度は 20 名の臨時保育士の採用を予定しておりましたが、その確保が見込めない状況にありますことから当初予算で計上しました 7 節賃金 3,989 万 7,000 円を減額し、非常勤保育士を当初の 20 名から 35 名に増員して保育業務に対応するため、1 節報酬 4,467 万 8,000 円及び 4 節共済費 86 万円を増額するものでございます。

次に、5 目母子福祉費の 20 節扶助費で 275 万 3,000 円を増額補正するものでございます。これは、説明欄 1 の母子生活支援施設入所措置事業の 20 節扶助費において 1 世帯の入所に係るものでございまして、当初見込みの入所施設事務費単価及び入所月数が増加したことによるものでございます。

○阿部生活再建支援室長

次のページをお願いいたします。

3 款 4 項 1 目災害救助費で 3,183 万 5,000 円の増額補正でございます。説明欄 1 の仮設住宅プレハブ管理運営事業で 427 万 1,000 円の増額補正は、仮設住宅における共同施設維持管理等要する経費で、主なものは 13 節委託費の 415 万 7,000 円で、仮設住宅集会所屋外給水栓・水道栓 6 カ所分、カーブミラー 5 カ所分、LED 防犯街路灯 50 灯分、おのの設置委託するものでございます。これらは、仮設住宅 6 地区の自治会・自主団体とそれぞれ月 1 回定期的に開催している連絡調整会議における要望に対応するものでございます。

2 の災害弔慰金支給事業で、2,756 万 4,000 円の追加補正でございますが、20 節扶助費で東日本大震災に係る直接死 5 名分、24 年度において申し出のありました災害関連死 4

名分、合計 9 名分の災害弔慰金 2,750 万円が主なもので、8 節報償費 6 万 4,000 円は災害弔慰金等支給判定委員会委員 4 名分の報償金でございます。

● 4 款 衛生費

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

4 款 1 項 1 目保健衛生総務費で 381 万 7,000 円を増額するものでございますが、これは説明欄 1 の市民持ち込み食材放射能測定事業を実施しようとするものでございます。この事業は、市民の放射能不安を解消するため宮城県から放射能測定器の貸与を受けて行うもので、市民の方が家庭菜園でつくられた野菜や山で採取した山菜、キノコ、海で釣った魚、家庭で利用している井戸水などを対象として、市に持ち込まれた食材の放射能を測定しようとするものでございます。なお、県の住民持ち込み食材等の放射能測定器貸付要領により、一般に市場で流通している食材については測定いたしません。

測定に当たっては、専用施設や専門的な体制が必要であることから、市内の民間事業者に委託したいと考えております。

また、事業の実施時期につきましては 10 月 15 日から受け付けを開始して 10 月 17 日から測定を実施したいと考えております。実施に当たっては、市の広報やホームページで十分に周知してまいりたいと考えております。

○長田健康課長

2 目保健衛生普及費で説明欄 1 の被災者健康支援プロジェクト事業で財源組み替えを行うものでございます。これは、被災者健康支援プロジェクト事業のうち、栄養士による訪問指導事業が当初予定していた被災者健康支援臨時特例交付金の適用の対象外とされたことに伴い、地域支え合い体制づくり助成事業補助金、補助率 10 分の 10 を活用することに変更したことから、県補助金間の財源組み替えを行うものでございます。なお、財源組み替え額は 313 万円となるものでございます。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

3 目予防費で 1,160 万 5,000 円を増額するものでございます。説明欄、生活課環境課関係 1 の畜犬登録管理事業で 96 万 3,000 円を減額するものでございますが、これは平成 24 年度の狂犬病集合予防注射業務を、当初 1,650 頭分を予定しておりましたが 1,260 頭で終了いたしましたので 390 頭分を減額するものでございます。

○長田健康課長

次に、健康課関係ですが、説明欄 1、乳幼児、児童・生徒等に係る予防接種事業で 1,256 万 8,000 円の増額ですが、これはポリオ予防接種のワクチンが平成 24 年 9 月から生ワクチンから不活化ワクチンに切りかわったことに伴い不活化ワクチンの接種経費を計上するものでございます。主な経費は、塩釜医師会及び宮城県医師会の予防接種業務委託料とシステム改修業務委託料です。

○高橋国保年金課長

次に、4 目健康増進事業費で 2 万 9,000 円の増額補正で 23 節償還金利子および割引料でございますが、次のページをお願いいたします。

償還金は老人保健制度の医療費給付事業において受け取ったもののうち、支払基金、国県への償還金が生じたため追加計上するものでございます。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

6目環境対策費で241万8,000円を減額するものでございます。説明欄1の環境調査事業で241万8,000円を減額するものでございますが、これは市内の学校、幼稚園、保育所、公園等で空間放射線量の測定を行うもので、事業費が確定したことに伴う減額でございます。なお、現在55カ所で測定を実施しております。

2の生活環境課環境リサイクル推進係庶務事務につきましては、当該事業に係る非常勤職員人件費が緊急雇用創出事業による補助対象となったことに伴う財源組み替えでございます。

2項1目清掃総務費で1,588万2,000円を増額するものでございます。説明欄、生活環境課関係1の宮城東部衛生処理組合負担金でございますが、平成24年度中に宮城東部衛生処理組合で処理を行う災害廃棄物に係る施設の維持管理費経費と減価償却費相当額を特別負担金として支払うものでございます。なお、本年度中に宮城東部衛生処理組合の災害廃棄物の搬入予定数量は2,790トンと見込んでおります。

● 7款 商工費

○菊田商工観光課長

次に、7款1項4目観光費で120万5,000円を増額補正でございます。これは、説明欄1の商工観光課観光係庶務事務として観光業務がふえていることから、事業を推進するために緊急雇用創出事業を利用して非常勤職員1名を雇用するものです。

● 8款 土木費

○萱場市長公室長補佐(財政経営担当)

次のページをお願いいたします。

8款1項1目土木総務費で31万4,000円を増額補正をするものでございます。説明欄1、開発基金繰出金の31万4,000円は、現在預け入れをしている金融機関の預金利子等を勘案し利子収入の増額を見込んで増額補正をするものでございます。

○加藤道路公園課長

8款2項1目道路橋梁総務費で60万3,000円を増額補正でございます。説明欄、19節負担金補助及び交付金60万3,000円増額補正でございますが、これにつきましては高橋2丁目地内の住民の方々から私道整備の補助金交付申請がなされ、現場確認の結果、補助対象事業として認定できるので増額補正をするものであります。

○熊谷復興建設課長

3目道路新設改良費で79万8,000円を増額補正を行うものでございます。説明欄1、南宮北福室線道路改築事業ですが、13節委託料で、これは東日本大震災前に建物補償調査を実施していましたが家屋が震災により被災したことにより再調査が必要になったことから計上するものでございます。また、移転補償対象者には、補償額を再提示することになっておりますことから、あわせて補償費の再算定を行うものでございます。

○根元多賀城駅周辺整備課長

次に4項2目街路事業費で66万円の増額補正をするものでございます。初めに、多賀城駅周辺整備課関係ですが、都市計画道路史都中央通り線道路改築事業に係る物件移転補償

調査算定業務の委託料を 266 万円増額補正するものでございます。これは、事業により支障となる物件 6 棟のうち残り 4 棟分の調査算定に係る委託料を追加し、事業の促進を図るものでございます。

○熊谷復興建設課長

次に、復興建設課関係ですが、説明欄 1、街路植栽整備事業で 200 万円の減額補正を行うものでございます。13 節委託料で、工事管理費業務で 160 万円の減額ですが、当初の計画では工事発注後の監督管理業務をアウトソーシングにより行うこととしておりましたが、自治法派遣等の支援により職員による監督管理が可能になりましたので委託料を減額するものでございます。15 節工事請負費で 40 万円の減額ですが、これは植栽整備工事費の精査によるものでございます。

○永沢建設部次長(兼)都市計画課長

5 目下水道事業特別会計繰出金で 1 億 6,075 万 3,000 円の増額補正です。詳しくは下水道事業特別会計で御説明をいたします。

次のページをお願いいたします。

5 項 3 目災害公営住宅整備事業特別会計繰出金で、1 億 2,215 万 9,000 円の増額補正です。本件は、12 日の本会議で条例改正の議決をいただき設置をいたします災害公営住宅整備事業特別会計への繰出金です。災害公営住宅整備事業は事業費の 8 分の 7 に復興交付金が充当され、残りは一般財源で対応することになるため一般財源分を特別会計に繰り出すものでございます。なお、詳しくは特別会計で御説明をいたします。

● 9 款 消防費

○角田交通防災課長

次に、9 款 1 項 2 目消防施設費で 694 万 8,000 円の増額補正でございます。説明欄 1 の消防水利維持管理事業で 11 節事業費 452 万 6,000 円ですが、これは東日本大震災により破損した防火水槽のフェンスの修理及び県道や市道の災害復旧工事に係る消火栓の修繕費でございます。13 節委託料 9 万 3,000 円ですが、これは漏水している防火水槽の調査業務委託料でございます。15 節工事請負費 157 万 9,000 円ですが、これは新田字後地内に新設する消火栓設置工事費でございます。19 節負担金補助及び交付金 75 万円ですが、これは下水道管災害復旧工事に伴う給水管移設に係る消火栓設置費負担金でございます。

説明欄 2 の消防団資機材等拡充事業は、石油貯蔵施設立地対策等交付金の額が決定したことによる財源の組み替えでございます。

次に、3 目災害対策費で 341 万 5,000 円の増額補正でございます。これは、説明欄 1 の避難所標識等設置事業で 15 節工事請負費は東日本大震災により津波避難ビル標識及び避難場所案内標識が被災したことから、その復旧費及び震災後に津波避難ビルとして新たに協定を締結した津波避難ビル標識の設置費用でございます。

● 10 款 教育費

○麻生川学校教育課長

続きまして、10 款 1 項教育総務費 2 目事務局費で 32 万 2,000 円の増額補正をお願いするものでございます。これは、学力向上パワーアップ事業で、児童・生徒の自主学習支援として好評を得ていたサマースクール多賀城スコールを冬期に開催し、自主学習支援の機

会をふやそうとするものでございまして、説明欄にありますようにコーディネーターを配置し、コーディネーターが支援員を募集して学習会を企画・実施していくための報償金・旅費・それから保険料としての役務費、支援員募集等に係る消耗品、事務作業のためのパソコン借り上げ代、会場設備使用料でございまして。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

続いて、3目教育施設及び文化施設管理基金費で3万7,000円の増額補正をするものでございます。説明欄、教育施設及び文化施設管理基金積立利子の3万7,000円は、現在預け入れをしている金融機関の預金利率等を勘案し利子収入の増額を見込んで増額補正をするものでございます。

○大森副教育長(兼)教育総務課長

次に、2項小学校費1目学校管理費で326万4,000円の増額でございまして。説明欄の教育総務課関係でございましてけれども、1、学校施設維持管理事業を小学校で11節需要費の修繕料で136万3,000円、13節委託料で190万1,000円の増額でございまして。これらの内容でございまして、修繕料につきましては2件ございまして、1つが多賀城八幡小学校の受水槽の修繕でございまして。これは、受水槽の外装の塗装が経年劣化により紫外線を透過する状態になりかけているということで、外装の塗装を行うものでございまして。2件目が、城南小学校の家庭科室のガス湯沸かし器の修繕でございまして。給湯器を入れかえ更新するものでございまして。次に、委託料ですが、これは城南小学校と山王小学校の2校の外壁点検業務の委託料を計上するものでございまして。これは、さきに議案第68号で御説明申し上げましたが、城南小学校で軒裏のモルタルが落下して駐車していた車両に損傷を与えるという事故が発生いたしました。その後、軒裏につきましては緊急に点検を実施し、補修が必要な箇所は補修を終了しているわけではございますが、今回の補正につきましては外壁の点検を行うというものでございまして、赤外線調査と打診により外壁モルタルの剥離・浮きを調査するというものでございまして。

○麻生川学校教育課長

続きまして、2目教育振興費で20節扶助費736万円の増額補正をお願いするものでございまして。これは、就学援助制度の経費でございまして、対象児童数の増加によるものでございまして。当初は、本年度から被災世帯の所得審査を行うため対象が減ると予測しておりましたが、認定児童数は予測ほど減少しなかったために当初の認定予定者数の増加分129名を見込んでございまして、説明欄にございましてように学用品費、修学旅行費、校外活動費、学校給食費の増額分でございます。

次の10款3項就学費、中学校費、2目教育振興費537万4,000円の増額補正をお願いするもので、小学校費と同様に就学援助制度の経費で対象生徒数の増加、64名を見込んだことによるものでございまして。説明欄にございましてように、同じように学用品費、修学旅行費、学校給食費の増額分でございます。

○武者生涯学習課長

次ページをお願いします。

4項2目社会教育振興費ですが、説明欄1の家庭教育事業につきましては宮城県の学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業として採択を受けたことによる県支出金への財源組み替えでございまして。

次に、3目公民館費で12万8,000円の増額補正でございます。説明欄1、山王地区公民館の西部コミュニティ再生事業ですが、これは多賀城第二中学校と多賀城吹奏楽団による西部地区住民ふれあいコンサートにつきまして、被災市町村地域コミュニティ再生支援事業の採択を受けたことによるものでございます。

○加藤文化財課長

次に、4目文化財保護費で1,178万3,000円の増額補正でございます。説明欄1の被災文化財（古文書）等保全等事業でございますが、これは震災で被災した古文書等の修復及び非常勤職員を採用し被災資料の整理やデータ作成等を行うもので、県からの委託により行う事業でございます。そのおのおのは、非常勤職員に係る1節報酬、被災資料データ作成や古文書修復等に係る13節委託料でございます。

○武者生涯学習課長

6目図書館費で78万9,000円の増額補正でございます。説明欄1、図書館資料整理管理事業でございますが、これは小学校の図書室用本の費用として寄附の申し出があったことにより、各小学校図書室の図書購入費を追加補正するものでございます。

次に8目市民会館費で627万4,000円の増額補正でございます。説明欄1、文化センター管理運営事業でございますが、これは経年劣化による大小ホールの照明機器の修繕及び音響装置の更新に係る委託料と高圧変圧器のPCB汚染分析を行うための委託料を計上するものでございます。

○加藤文化財課長

次に、9目埋蔵文化財調査センター費で、1,000万円の増額補正でございます。説明欄1の埋蔵文化財緊急調査事業（補助）で1,000万円の増額補正は、埋蔵文化財包蔵地内での個人住宅建築等に伴う発掘調査の増加が見込まれることから増額を行うものでございます。その主なものは、発掘作業員等に係る7節賃金、バックホウ等の機械借り上げなどにかかる14節使用料及び賃借料でございます。

次のページをお願いいたします。

説明欄2の埋蔵文化財緊急調査事業（復興交付金）でございますが、これは震災復旧等に伴う発掘調査事業の迅速化を図るため、デジタルカメラ等のデジタル機器を導入したことに伴い事業費を組み替えるものでございます。

ここで恐れ入りますが、本資料の29ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、債務負担行為補正で、一番上の施設備品借上料を追加するものでございます。これは、ただいま御説明いたしましたデジタル機器を借り上げるため、平成25年度から平成27年度までの期間で限度額を654万4,000円とするものでございます。

70ページ、71ページにお戻り願います。

○武者生涯学習課長

続いて、10目生涯学習推進基金費で4万2,000円の増額補正をするものでございます。説明欄、生涯学習推進基金で積立利子の4万2,000円は、現在預け入れをしている金融機関の預金利率等を勘案し利子収入の増額を見込んで増額補正をするものでございます。

○麻生川学校教育課長

続きまして、10 款 5 項保健体育費 2 目学校給食管理費で 250 万 5,000 円の増額補正をお願いするものでございます。このうち、250 万円は設備・器具の修繕料でございまして、震災による修繕がある程度落ち着くことを見込んで修繕費の減少を見込んでおりましたが、本年度予測を上回る箇所では修繕が必要となったことによるものでございます。中身としましては、厨房設備関係、ボイラー空調関係、その他除外設備などの修繕を見込んでおります。また、5,000 円につきましては多賀城市工場地帯防災協議会が廃止され、仙塩工場多賀城地区連絡協議会と統合して、多賀城工場地帯連絡協議会に変わったことによる負担金の増額のための補正でございます。

- 11 款 災害復旧費

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

11 款 1 項 1 目一般災害復旧費で 934 万 9,000 円を減額するものでございます。説明欄、生活環境課関係 1 の災害廃棄物処理事業のうち、1 節報酬と、次のページをお開きください、73 ページ説明欄の 4 節共済費につきましては、非常勤職員 6 名分の人件費でございまして、当初予算で 6 カ月分を計上しておりましたが、震災対応業務を継続して行うため緊急雇用創出事業を活用して残り 6 カ月分を計上するものでございます。

11 節需要費から 13 節委託料までにつきましては、合計額で 1,588 万 2,000 円の減額になりますが、先ほど 61 ページで御説明申し上げました宮城東部衛生処理組合負担金 1,588 万 2,000 円を計上するための予算組み替えでございます。

○熊谷復興建設課長

11 款 2 項 1 目道路橋梁災害復旧費で 1 億 5,669 万円の減額補正を行うものでございます。これは、災害復旧に伴う国庫補助金負担率の変更に伴うもので、財源の組み替えを行うものでございます。

以上で歳出の事項別の説明を終わらせていただきます。

- 歳入説明

- 10 款 地方交付税

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

続いて、歳入の説明をさせていただきます。

資料の 34 ページをお願いいたします。

9 款 1 項 1 目地方特例交付金で 552 万 3,000 円の減額補正をするものでございます。これは、地方特例交付金の交付額が確定したことを受け、既決予算額との差額を補正するものでございます。なお、説明欄に記載しておりますように地方特例交付金は平成 24 年度からは個人住民税住宅借入金特別控除減収補填分、これだけになりまして、平成 23 年度に交付のあった児童手当及び子ども手当地方負担増額分、それと自動車取得税減税補填分、こちらは廃止ということになっております。

次に、10 款 1 項 1 目地方交付税で 1 億 330 万 3,000 円の増額補正をするものでございます。初めに、説明欄 1 の普通交付税で 1 億 7,276 万 2,000 円の増額補正をするものでございます。これは、7 月 24 日に普通交付税の交付額が決定され同日付で宮城県知事から通知があったことを受けまして、既決予算額との差額を補正するものでございます。平

成 24 年度の普通交付税の交付決定額は 29 億 1,276 万 2,000 円で、平成 23 年度の交付額と比べると 2 億 888 万 1,000 円、7.7%の増となっております。

交付額が前年度と比べて増加した要因としましては、基準財政需要額、基準財政収入額ともに前年度よりも減少しておりますが、基準財政収入額の減少幅が基準財政需要額の減少幅よりも大きかったことによります。基準財政需要額の減少は、個別算定経費において算定の基礎となる国勢調査人口が平成 17 年度から平成 22 年度の数値に置きかえになったことによる高齢者保健福祉費の増加、同じく単位費用の増額による社会福祉費の増加、公債費において平成 20 年度発行の臨時財政対策債の元金償還の開始等による増加があった一方で、個別算定経費の生活保護費の減少、包括算定経費の減少などがそれ以上に大きかったことが主な要因となっております。

次に、基準財政収入額の減少につきましては、課税免除による固定資産税の土地家屋分の減少、津波被害による資産の滅失等に伴う固定資産税の償却資産分の減少、それと業績の低迷による市民税・法人税割の減少が主な要因となっております。なお、基準財政収入額のうち、市税収入額の減少幅は相当大きなものとなっておりますが、その一部の減収見込みに対する補填分は、別途震災復興特別交付税において算定されることとなりますので、基準財政収入額への特例加算の措置によって当該減少幅の穴埋めを行い、震災復興特別交付税の交付額との重複が生じないような調整が行われております。

続いて、説明欄 2 の震災復興特別交付税で 6,945 万 9,000 円の減額補正をするものでございます。震災復興特別交付税の交付見込み額につきましては、第 3 次申請に係る復興交付金事業の地方負担額の増加、災害復旧事業に係る下水道事業特別会計への繰出金の増加などの増額要因があるものの、道路等災害復旧事業の国庫補助率のかさ上げに伴う地方負担額の減少などの減額要因のほうが大きかったため、全体として既決予算額から減額となったものでございます。

● 14 款 国庫支出金

○但木こども福祉課長

次に、14 款 1 項 1 目 1 節児童福祉費負担金で 514 万 1,000 円を増額補正するものでございます。説明欄 1 の児童扶養手当負担金で 376 万 5,000 円を増額でございますが、これは歳出でも御説明申し上げましたとおり受給対象者の増及び一部支給から全部支給に変更になる受給者の増により、計上済み額との差額を増額補正するものでございます。

2 の児童入居施設措置費等国庫負担金で 137 万 6,000 円を増額でございますが、次のページをお願いいたします。これは、母子生活支援施設入所に係る国の負担金でございますが、歳出でも御説明申し上げましたとおり入所施設事務費単価及び入所月数が増加したことにより計上済み額との差額を増額補正するものでございます。

○熊谷復興建設課長

2 目土木費国庫負担金で 1 億 5,669 万円の増額補正を行うものでございます。これは、歳出でも御説明いたしましたが災害復旧に伴う国庫補助負担率の変更に伴うもので、補助負担率が 3 分の 2 から 0.856 に変わっております。

○根元多賀城駅周辺整備課長

次に、2 項 2 目土木費国庫補助金で 133 万円の増額補正をするものでございます。これは、歳出でも御説明いたしましたが、社会資本整備総合交付金を受けて事業を進めており

ます史都中央通り線道路改築事業費の増額分に係る補助率 2 分の 1 の補助金でございます。

○加藤文化財課長

次に、3 目教育費国庫補助金で 500 万円の増額補正でございます。説明欄 1 の国宝文化財等保存整備費補助金ですが、これは歳出で御説明申し上げました個人住宅建築等に係る埋蔵文化財緊急調査事業（補助）に伴います国庫補助金で、補助率は 2 分の 1 でございます。

○鈴木市長公室震災復興推進局長

6 目東日本大震災復興交付金で 4,915 万円を増額補正するもので、説明欄 1 に記載のとおり、国土交通省所管事業分でございます。この内訳といたしましては、恐れ入ります、資料 2 の 28 ページ、29 ページをお開きください。28 ページの下のほうにひし形で第 3 回申請に基づき交付された事業一覧とありますが、28 ページの右から 2 列目の交付額がこの金額となります。なお、29 ページにはそれに対応する市債市予算を計上しておりますが、③番の市街地復興効果促進事業に関しましては今回歳出事業を組まず、とりあえず東日本大震災復興交付金事業基金に繰り入れしておくものでございます。

資料ナンバー 1 の 38 ページ、39 ページにお戻り願います。

○但木こども福祉課長

次に、15 款 1 項 1 目 1 節児童福祉費負担金で 68 万 8,000 円を増額補正するものでございます。これは、国庫負担金でも御説明申し上げましたが、母子生活支援施設入所に係る県の負担金でございまして、計上済み額との差額を増額補正するものでございます。

○阿部生活再建支援室長

6 節災害救助費負担金で 2,062 万 5,000 円を増額補正でございます。これは、歳出で説明いたしました災害弔慰金の 2,750 万円の 4 分の 3 を計上したものでございます。

○角田交通防災課長

次に、2 項 1 目 1 節石油貯蔵施設立地対策費補助金は、石油貯蔵施設立地対策等交付金で 207 万 9,000 円の減額補正でございます。これは、東日本大震災の影響で市内の石油コンビナート基地の石油等貯蔵量が減少したことに伴い交付決定額が減額したことによるものでございます。

○阿部生活再建支援室長

2 目民生費県補助金で 1,232 万円の増額補正でございます。1 節社会福祉補助金地域支え合い体制づくり助成事業補助金 1,081 万 5,000 円を増額でございますが、次のページをお願いいたします、歳出の 3 款 1 項 4 目老人福祉費移送サービス事業、在宅歩行困難者に係る移動支援事業 768 万 5,000 円並びに 4 款 1 項 2 目被災地健康支援プロジェクト事業在宅高齢被災者等健康指導業務 310 万円が、それぞれ補助対象事業に該当したことに伴うものでございます。補助率はいずれも 10 分の 10 でございます。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

3 節障害者福祉費補助金で 117 万 5,000 円の増額補正でございます。障害者自立支援特別対策事業補助金で、歳出の 3 款 1 項 2 目で御説明申し上げました福祉サービスシステム管理事業に充当するものでございます。

○松岡介護福祉課長

次に、5 節老人福祉費補助金で 33 万円の増額でございますが、説明欄 1 介護保険低所得者利用負担軽減対策事業費補助金として、歳出で御説明申し上げました生活困難者に対する利用負担減免措置事業に対する補助金でございます。補助見込み額確定に伴うものでございます。補助率は 4 分の 3 でございます。

○長田健康課長

次に、3 目 2 節保健衛生費補助金で 313 万円を減額するものです。説明欄 1、被災地健康支援臨時特例交付金で、これは歳出で説明いたしました被災者健康支援プロジェクト事業のうち、栄養士による訪問指導事業がこの補助事業の対象外とされたことに伴い、地域支援合い体制づくり助成事業補助金を活用することに変更したことから、栄養士による訪問指導事業分の予算 313 万円を減額するものでございます。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

6 節宮城県微量 PCB 汚染廃電気機器等把握支援事業補助金で 24 万円を計上するものでございますが、説明欄生活課環境課関係の記載でございますように、歳出で御説明申し上げましたが、管財課、地域コミュニティ課、生涯学習課から説明申し上げました微量 PCB が含まれる可能性がある電気機器の PCB 含有量を調べるための事業補助でございます。補助率は 2 分の 1 で 16 台分を計上してございます。

○麻生川学校教育課長

続きまして、6 目教育費県補助金第 2 節教育費補助金でございますが、32 万円を増額計上するものでございます。歳出で御説明いたしました。多賀城スコーレを冬期に開催するため、県の学び支援コーディネーター等配置事業補助金の増額分で、コーディネーター支援員の報償金や旅費、事務に係る費用などに充てるものでございます。

次のページをお開きください。

続いて、同じく第 3 節小学校費補助金でございますが 789 万 3,000 円を計上するものでございます。歳出で御説明しました就学援助制度の中の東日本大震災で被災した児童に対する補助金で、今年度の継続が不明であったため計上しておりませんでした。継続が決定したために補正するものでございます。

続きまして、同じく第 4 節中学校費補助金でございますが 643 万 3,000 円を増額するものでございます。小学校費補助金と同様でございます。東日本大震災で被災した生徒に対する補助金で、継続が決定したために補正するものでございます。

○菊田商工観光課長

次に、7 目労働費県補助金で 978 万 1,000 円の増額補正でございます。これは、説明欄 1 の緊急雇用創出事業補助金で、先ほど歳出で各担当課長のほうから御説明申し上げましたとおり人件費増等に伴うものでございます。

○武者生涯学習課長

次に、3 項 2 目教育費委託金で 18 万円の増額補正でございます。これは、歳出で御説明申し上げました宮城県の学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業の採択を受けたことに伴う補正でございます。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

次のページをお願いいたします。

16 款 1 項 2 目利子及び配当金で 182 万 5,000 円の増額補正をするものでございます。説明欄 1、財政調整基金利子から説明欄 8、東日本大震災復興交付金事業基金利子までの各基金利子につきましては、今回追加した積立額及び現在預け入れをしている金融機関の預金利率等を勘案して利子収入の増額を見込むものでございます。

○阿部管財課長

2 項 1 目の不動産売り払い収入で 9 億 147 万 4,000 円の増額補正でございます。これは、仮称第七小学校の建設予定地であった普通財産を、桜木地区災害公営住宅の建設用地として売り払いすることに伴い計上するものでございます。

次のページをお願いいたします。

17 款 1 項の寄附金で 499 万 2,000 円の増額補正でございます。これは、平成 24 年 4 月 2 日から 7 月 27 日までいただきました寄附金として、2 目震災復興寄附金 56 件 420 万 4,000 円、5 目教育費寄附金 1 件 78 万 8,000 円をそれぞれ計上するものでございます。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

次に、18 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金で 3 億 9,695 万 9,000 円の減額補正をするものでございますが、各歳入歳出予算の補正に伴い、そうした減額となるものでございます。これによりまして、財政調整基金の平成 24 年度末における残高は 19 億 4,765 万円となる見込みでございます。

続いて、8 目東日本大震災復興基金繰入金で 2,341 万 8,000 円の減額補正をするものでございます。これは、歳出で御説明申し上げました説明欄記載の追加対象事業等の財源として、それぞれ記載のとおり減額し、または充当するため補正をするものでございます。これによりまして、東日本大震災復興基金の平成 24 年度末における残高は 7 億 3,865 万 4,000 円となる見込みでございます。

続いて、9 目東日本大震災復興交付金事業基金繰入金で 4,515 万円の増額補正をするものでございます。これは、復興交付金の第 3 回申請分に係る事業のうち、説明欄記載の追加対象事業等の財源として、それぞれ記載のとおり充当するため補正するものでございます。

また、後に御審議賜りますが、平成 24 年度多賀城市災害公営住宅整備事業特別会計におきましても、桜木地区災害公営住宅整備事業の財源として充当するため、東日本大震災復興交付金事業基金から 8 億 4,111 万 9,000 円を繰り入れることとしております。これによりまして、東日本大震災復興交付金事業基金の平成 24 年度末における残高は 23 億 8,515 万 6,000 円となる見込みでございます。

次のページをお願いいたします。

2 項 2 目介護保険特別会計繰入金で 1,000 円の増額補正をするものでございますが、介護保険特別会計における平成 23 年度決算に伴う精算返還分として補正をするものでございます。

次に、19 款 1 項 1 目繰越金で 6 億 4,031 万 9,000 円の増額補正をするものでございます。説明欄、前年度繰越金につきましては、平成 23 年度決算に係る歳計剰余金が 13 億 3,031 万 9,000 円となりましたので、法令の規定に基づき当該歳計剰余金の 2 分の 1 を下らない額となる 6 億 7,000 万円を財政調整基金に編入し、残りの 6 億 6,031 万 9,000 円を前年度繰越金とするため既決予算額 2,000 万円との差額 6 億 4,031 万 9,000 円の増額補正をするものでございます。

○加藤文化財課長

次に、20 款 4 項 3 目教育費受託事業収入で 1,178 万 3,000 円の増額補正でございます。説明欄 1 の被災ミュージアムの再興事業受託でございますが、これは歳出で御説明申し上げました被災文化財（古文書）等保全等事業に係る付託事業収入で、国が 2 分の 1、県が 2 分の 1 の費用負担で行われるものでございます。

○角田交通防災課長

次に、5 項 3 目 7 節雑入は 31 万 3,000 円の減額補正でございます。

次のページをお願いいたします。

交通防災課関係、説明欄 1 の下水道管工事に伴う消火栓修理費補償金で 52 万 2,000 円の増額補正でございます。これは、歳出でも御説明いたしましたが、下水道管災害復旧工事に伴う給水管移設に係る消火栓修理費補償金でございます。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

生活課環境課関係、1 狂犬病予防注射実費徴収金で 96 万 3,000 円の減額でございますが、これは歳出で御説明申し上げましたとおり事業の確定に伴い実費徴収金を減額するものでございます。

○武者生涯学習課長

次に、山王地区公民館関係、これは被災市町村地域コミュニティ再生支援事業助成金 12 万 8,000 円の追加補正で、これは歳出で御説明申し上げました西部地区住民ふれあいコンサートの事業採択に係る補正でございます。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

次に、21 款 1 項 2 目土木債で 120 万円の増額補正をするものでございます。1 節都市計画債の説明欄、街路事業債で 120 万円の増額補正をするものでございますが、歳出で御説明申し上げました都市計画道路史都中央通り線道路改築事業において、追加で必要となった事業費の財源とするものでございます。なお、起債充当率は 90%となります。

続いて、4 目臨時財政対策債で 4,080 万円の増額補正をするものでございますが、さきに御説明申し上げました普通交付税の交付額の決定に合わせて発行可能額が確定しましたので、当該発行可能額と既決予算額との差額を補正するものでございます。なお、平成 24 年度の臨時財政対策債の発行可能額は前年度と比較しまして 5,880 万円、率にして 5.6% の増となっております。

次に、本補正予算による補正後の市債の全体について説明させていただきますので、資料の 30 ページをお願いいたします。

第 3 表地方債補正でございますが、この表の下 K の欄をごらんください。本市一般会計における市債全体の起債限度額をあらわしております。補正前の起債限度額の総額 20 億 7,460 万円に対し 4,200 万円を増額いたしまして、補正後の起債限度額の総額を 21 億 1,660 万円とするものでございます。なお、今回起債限度額が変更となる市債の起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前の内容と同じでございます。

また、平成 24 年度における市債元金償還額と本補正予算における補正後の起債限度額を比較いたしますと、起債限度額が市債元金償還額を 8,141 万 7,000 円上回ることとなりますので、平成 24 年度末の市債残高は増加する見込みとなります。仮に、東日本大震災による特別に借入れをすることとなった災害援護資金貸付金を除いて比較した場合には、被災元金償還額が起債限度額を 5 億 3,458 万 3,000 円上回ることとなりますので、震災による特殊要因を除いた通常ベースでの市債残高については減少する見込みということとなります。

最後になりますが、これは後ほど御確認いただきたいと思いますが、資料 2 の 24 ページから 27 ページにかけて、復旧・復興分として区分した事業の一覧を掲載させていただいております。議案審議の参考にしていただきたいと存じます。

以上で、平成 24 年度多賀城市一般会計補正予算第 3 号の説明を終わらせていただきます。

○金野委員長

以上で説明を終わります。

ここでお昼の休憩に入ります。再開は午後 1 時といたします。

午後 0 時 07 分 休憩

午後 0 時 58 分 開議

○金野委員長

全員おそろいですので再開いたします。

商工観光課長から発言を求められていますので許可します。商工観光課長。

○菊田商工観光課長

先ほど、歳出の際、私のほうの商工観光課 7 款 1 項 4 目商工観光費の中で、（「ページ数は」の声あり）資料 1 の 60 ページになります。その中で、私が商工観光課の観光の庶務事務として緊急雇用創出事業を利用して非常勤職員を 1 名雇用するとお話しをしております。ですが、説明不足の点がありましたのでこの場をかりて再度説明を申し上げたいと思います。

財源の内訳なんですけれども、今現在県のほうで議会が進んでおりまして、予算のその緊急雇用の予算の枠はあるんですけれども、まだ議会の承認が得られておられないということで、ここで一般会計のほうの一般財源ということに載せておりました。県の議会のほう

の承認が終われば、これを緊急雇用のほうに財源を組み替えをしたいということでございます。そういったことから、訂正とお詫びをさせていただきます。

また、先ほど歳入の際、緊急雇用対策事業の中で各課の担当課長のほうから説明があった中で、歳入分で商工観光課で県の補助金を受け入れるというふうな中で、雇用者につきましては年度当初お話ししておりました167名ということでございます。それが、また6カ月からまた含めて、再度雇用するということになりますので、その分と先ほどの商工観光課の分1名を合わせて168名ということになります。以上です。

○金野委員長

これより質疑に入りますが、本委員会におきましてもこれまでの特別委員会に倣い、多くの委員から発言をしていただくため、発言は簡単明瞭にさせていただくこと、発言の範囲は議題となった案件に限られていること、以上の点について再確認をしながら、質問は1回3件程度として、初めに質疑の要旨を述べていただいた後に1件ずつ質問をしていただくようお願い申し上げます。

なお、当局においても質問事項に対して的確に答弁していただくとともに、答弁した内容に誤りがあった場合には原則として今委員会の開会中に訂正いただくようお願いいたします。

● 歳入質疑

○金野委員長

それでは、初めに歳入の質疑を行います。竹谷委員。

○竹谷委員

まず、43ページの今、商工観光課からの説明ありましたがけれども、これは私は当初予算で167名、わからないので、どういう配分をしているか資料の提出を願いました。その中で、6カ月で切れるとかいろいろあったわけですがけれども、今回補正でまた歳出の説明ではこれは延びる延びると言っていますけれども、少なくとも当初予算で資料を請求されて資料を出してあるからには、この補正でこの当初のときこうやったけれどもこれは6カ月で終わりますと、新たにこれが発生しましたという、やはり詳しい資料を私は提出すべきだと思います。何のために当初予算で、新規事業的なところがあるんでそういう質問しているか。全然そういうものを反映されていないような気がするんですけれども。どういう感覚でおられるのかお聞かせ願いたいと思います。

○菊田商工観光課長

大変申し訳ございませんでした。当初、御説明申し上げました事業数と雇用人数ということで、中身は半年雇用とかというもののいろいろございました。あるいは、臨時職員、あるいは非常勤職員というようなくくりもございますので、そういった中で私たちのほうではちょっと詳しい資料を出さなかったものでございます。済みませんでした。

○竹谷委員

そういうのは、認識はどうなのかと。当初予算で少なくとも新規的な、大震災によって発生したものでちょっと見通しがつかないんで資料を出してくれと言ったら、少なくとも補正予算でもそういうのが出たら要求されなくてもそういうものを準備するのが当たり前じゃないかと思うんですよ。そういうふうに、やっぱりもうちょっと私は丁寧に物事をやっていただきたいなあというふうに思うんですよ。今はコンピューター時代ですから、すぐ

入るはずですよ。一覧が出て、「はい、今回はこれは抜いてこれはこっちに来ました」とか、すぐ出るはずなんだけれどね。結果、そういう姿勢がなければそれは出ないんですよ。私はそう思うんですけども。これは、提案する側の姿勢だと思うんです。説明する側の。そう私は思うんですけども。総務部長は風邪引いて調子悪いような顔だから、公室か。指導しているのは公室だろ。

○菅野市長公室長

今、委員のほうから指摘があったような部分、もうちょっと我々も意を配して、今後資料の提出については考えさせていただきたいと思います。

○竹谷委員

それ以上言ってもあれですから、この辺にとどめておきますが、少なくともそういう姿勢が大事だということを理解していただきたいと思います。それだけは指摘しておきます。

45 ページ、これの震災関係の第 7 表のものですけれども、9 億円で売り払いするということが、現在の簿価は幾らですか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

取得時の価格のままということなんですけれども、土地購入費といたしましては 13 億 5,624 万 7,000 円ということで購入をしております。そのほかにも、補償費であるかもろもろ含めると、事業費という形で押さえますと 16 億 1,776 万 8,000 円ということになります。

○竹谷委員

これを起債等でお借りして、払ってきましたよね。払ってきますと、残高はどのくらいになっていますか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

24 年の 3 月末の数字のほうでお答えいたします。元金といたしましては 9 億 2,855 万 4,175 円です。これに対しまして、今後償還に伴って支払う見込みの利子なんですけど、1 億 3,203 万 7,275 円ということになります。合計しますと 10 億 6,059 万 1,450 円ということになります。

○竹谷委員

9 億円で買ったと。あと残りの分は約 2 億近いお金は一般財源から償還していくという格好になると思うんですけども、そういうふうに見ておいてよろしいですか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

今回、特別会計側のほうから売り払い収入というふうに入るものが 9 億円でございますので、残り 2 億円弱が一般財源ということになります。ただ、こちらの売り払い収入の中には、売り払い収入として特別会計側のほうの財源の問題もあるんですけども、そちらのほうには復興交付金事業基金からの繰入金と、それと一般会計からの繰入金も含まれております。

○竹谷委員

それは、特別会計で当然 0.144%の負担金を払わなきゃいけないから、その分は、当面は、交付金処置されると言っているけれども当面は一般財源じゃない。私が言っているのは、買うのは9億円で買うんでしょ。そうすると、残りは約2億円ぐらいは一般財源で出さなきゃいけない仕組みになりますねと聞いているの。そういう仕組みじゃないですかと聞いているんだけど。いかがでしょう。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

そのとおりです。

○竹谷委員

そうしますと、約2億円は当時の価格との差が発生してきたと。本来であれば、全部買い取ってもらえれば一番いい仕組みなんだけれども、そうはいかないと。今の仕組みでいけばそうはいかないので、9億円でこれを買って、これを財政と繰り入れするから、あと2億円は何か長い期間で支払していくので理解してほしいという内容ですね。というふうに理解しておいてよろしいですか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

はい、そのとおりでございます。なお、その財源としましては、特別会計のほうからの売り払い収入と、今回の決算に伴いまして歳計剰余金が出ておりますので、そちらのほうを活用させていただいて、後年度の残債分支払いに充てたいということになります。

○竹谷委員

特別会計から買うとか何とかじゃなく、実際のやつを聞いているんです。だけれども、その一億何ぼというのは何にも来ないわけだから、自主財源で措置をしていかなきゃいけないということになるんじゃないですかという意味です。そこで、それでこれは借金払って、だから歳出が出てくる。交付税の収入基準額と歳出の問題で、これは見込まれるんですか。収入、この差の分、この辺に加算されていく仕組みになっているんですか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

今回の住宅用地の購入費用に関しましては、もう既に復興交付金が入っております。実は、住宅に関しましては震災復興特別交付税が当たらないということになっております。残りの部分に関しましては、地方債を発行するということが可能にはなっているんですけれども、これは資金手当ということになります。ですから、交付税が生じるものではないということになります。その辺のこともございましたので、今回全く単費のほうで何とか工面していきたいというふうに考えております。

もう1つは、七小用地を購入する際に既に起債を使っているということもありまして、その残債分に対してさらに起債を充てるということはちょっとできないだろうというふうに考えておりますので、これは全く単費のほうで何とか工面していきたいというふうに思っております。

○竹谷委員

じゃあ全く単費で、需要額とかには入っていないと。これはあくまでも需要額に算定されないというものだというぐあいに理解しておいてよろしいんですか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

済みません、ちょっと説明が足らなかったようですが、単費で賄うということは当面の話でありまして、あと実際には公営住宅のほうに入居される方のほうからの使用料、そちらのほうで充当されていくというようなイメージを持っていただければというふうに思っております。

○竹谷委員

使用料でこれに入ってくるの、実際に。現実論として立っていけば、復興交付金で立つんでしようけれども、現実的に家賃というのは修繕費とかいろいろなものに活用されて、この約2億円の金の返済に回るといことは考えられないんじゃないですか。私はそう見ているんだけど、そうであれば、その見通しはどうかとなっちゃうんだけど、2億円とは大した大きな金じゃあないと思っているかもしれないけれども、大変大きい金ですからね。それを一般財源でやろうということになれば、交付税措置にも、今言ったような需要額にも歳入されないということになれば、まるっきり持っていかなきゃいけないわけですよ。そういうことがあるんで、ちょっと聞いてみているんです。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

まず、住宅使用料の件だったんですが、先ほど委員がおっしゃったように、修繕費であるとか維持管理に要する費用のほうにまず先に充当されます。その後なんですけれども、それでなお余りがある場合には、通常であれば住宅を建てる際の起債の償還何かに充てていくというのが通常のやり方になっています。ですから、そちらの修繕費であるとかの維持管理費に充てた後の残りがあれば、充当可能であろうというふうには思っております。ただ、やはり金額のほうも非常に大きいということもありますし、あとは今回災害公営住宅ですと家賃の補助ということもありますので、そういった部分でもある程度賄われていくのかというふうには思っております。（「ふうん、それはちょっと甘いんじゃない」の声あり）

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

済みません。ちょっと勘違いをしておりました。

今回の売り払いの9億円を超える部分に関しましては、全く単費のほうで賄っていくということになります。大変申し訳ありませんでした。

○竹谷委員

単費でやらなきゃいけないでしょうと。だから、その単費がこれから財政厳しくなってくるから、支払いしていくわけですよ。借金分だけ支払いしていくと思うんですよ。この分は返して、余った2億円は、聞けば市債を返済していくという格好になってくるでしょう。そうならばその対策、10年なり20年の対策となり金額かもしれんけれども、需要財政額、需要のほうに財政措置として入るんですか入らないんですかということを知っているんですよ。入るとすれば、何ぼかになるかわからないけれど交付税対象になってくると。全然入らないということになると、国からの我々に対する予算、補助というか、我々に財政としては見てもらえないということになるんですけれども、その仕組みをちょっと聞きたくてお話ししているんですけれども。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

基本的には、今回単費で賄う部分に関しては交付税措置はないというふうに考えております。ただ、出来上がった住宅の戸数であるとか、そういった分に関しては単位費用で見て

いくということにはなるとは思いますけれども、直接的に今回の単費で賄う部分に関しては財政措置はないというふうに考えております。

○竹谷委員

ですからこれは、それでいだろうと私も思っているんですが、結果的に土地を購入して、新たに土地を購入して建てるのは違っている面がある。現実的に。これから新たに土地を購入して建てるのであれば、今の価格で購入しますから復興交付金もそれに入ってくるという仕組みだと思うんですよ。その、0.144分かな、それは一般財源でやるけれども、それはいずれ交付金なりなんらかの面倒見ますよと、今回の震災では仕組みになっていますよね。そういう仕組みですよ。そういう仕組みじゃないですか。違いますか。今の、今回のやつ、これじゃなく新たに買ったならそういう仕組みになっていると私は理解しているんですけども。一時は負担するけれども、いずれは戻ってくるよと。国は全額やると言っているけれども、実際にはそうはいかないかもしれないけれども、基本的にはそういう発想で今回の大震災のものは、財政の組み立てはしているんじゃないですか。何ですか。そういう仕組みじゃないですかということ。仕組み論を聞いているんですよ。だから、これだけは特殊でしょうということだよ。ここを使ったことは2億円というのは持ち出ししなきゃいけない政策になったんじゃないですかということを知っているんですよ。違うんですか。

○鈴木副市長

答弁する側がちょっと混乱している部分もありますので、整理をしながらちょっとお話しをさせていただきたいと思います。

七小用地については、当時、今さっき御説明申し上げた金額で買まして、それは財源措置上の起債なので交付税措置はございません。ですから、そのお金はずうっと単独費で払っていかなくちゃいけないお金ということになります。その中で、今回は復興公営住宅に用途を変えたということがあって、そのときに復興公営住宅のこの復興関係の予算をどう入れるかということがあって、特別会計までつくって9億円で売り払うということになって、一般会計側では9億円のお金をもらうということになります。

今の御質問は、残った一億六、七千万円の金はどうなのかということですから、もともとはそれは財源措置上の起債ですので、それはずうっと単独費で払っていかなくちゃならないというスキームになります。ですからそれは、ずうっと毎年毎年償還に合わせて払っていくか、今の時期に合わせて一気に払ってしまうか、それはいろいろ検討させていただきたいと思っております。

あともう1つは、特別会計のほうで買い戻す9億円の中身については、今おっしゃられたようにいろいろ交付金の補助金があったり、あるいは起債措置があったり、起債措置については家賃で償却をすると、償還をしていくということになりますので、9億円分については基本的には単独の持ち出しはないんだろうと思っております。残った、いわゆる償還未済額の一億六、七千万については、単独費の扱いになりますので、それは一時で払うか分割で払うか、それはこれから検討させていただきたいということになります。

○竹谷委員

それを聞いていたんです。そこをはっきりしないと、この買い物が高かったのか安かったのか、現実的に。だけれども、使わないでそのまま起債を払っていくよりは早急にやるために活用したほうがいいという政治判断だと。そうですね。ですから、約2億円を今、自主財源で払うようにしてでもこの判断は間違いではないという判断で政策判断をしたと

いうぐあいに、今副市長の答弁だと思う。これがいいのか悪いのかは、これからのいろいろな手法を見て判断しなきゃいけないと思いますけれども、当面の策ではそういうことになりますよと。約1億6,000万円は持ち出しになりますよと、この措置をして。ということだけ理解しておかなければいけないんじゃないかと思ったから、その辺をお聞きさせていただいたんですけれども、そういう解釈でよろしいですね。

○金野委員長

今、そういう解釈でよろしいですかと。それにご意見を……。財政経営担当。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

失礼しました。そのとおりでございます。

○根本委員

災害公営住宅の特別会計を設けて、本来であればこれは毎年ずっと市債で返済をしていくというお金だったんだけど、本当にいろいろ考えてもらって特別会計にしたためにそれを購入することができたということだから、当局にとってみればこんなありがたいことではないという理解で、まずよろしいんですか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

はい、そのとおりです。

○根本委員

そのとおりですよ。で、特別会計で購入した分、購入したけれども、その分の8分の7は来るわけでしょ、国からね。8分の1については、後々に交付税措置されると。特別会計に行ってお話ししようと思っていたんですけれども。そういうことですよ。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

済みません、ちょっと認識に違いがあったみたいです。今回はもともと多賀城市で持っている土地がございます。その土地というのは、前に七小用地として購入したもののんですが、これは起債を発行して購入したのになります。今回、住宅を建てるに当たりまして復興交付金が活用できますので、これを一般会計内でそのやりとりができないものですから、特別会計を設置して、特別会計が一般会計から土地を買い取るというようなスタイルをとります。特別会計側のほうで買い取るという行為に対して、復興交付金に当たるというような格好になるということになります。一般会計側はといいますと、七小用地を買うときに発行した起債を淡々と返さなくてはいけないということになります。ただ、特別会計で七小用地を買い取る際に当たった復興交付金が、いずれは一般会計のほうに支払われることになりますので、そういった意味では非常にこれから支払う金額に対して、非常に大きな財源として9億円、こちらが確保されるということからすると有利だったということになります。

○根本委員

私が言っているのは、そういうことを言ったんですよ、今。同じです。オーケー。（「違うよ」の声あり）同じだよ。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

まず、特別会計のほうで用地を購入する際には、復興交付金が土地購入費の8分の7、復興交付金が当たるということになります。残りの8分の1はということになるんですけども、これは通常の復興交付金事業と違いまして、震災復興特別交付税は当たらないということになります。通常ですと、これは起債を発行して賄っていくと。その財源はといいますと、例えば住宅使用料などを充当していくような格好になるんですけども、ただ今回は一般会計とのやり取りということもありますし、既に一般会計の側で起債を発行して購入した土地であるという経過もございますので、特別会計側で購入する際の8分の1の部分、この部分に関しては起債を発行することはできないだろうというふうに考えております。ですから、その部分に関しては一般財源のほうに当たるような形で特別会計の繰り出しをするというような形になります。

○鈴木市長公室震災復興推進局長

1つ私から補足説明させていただきますと、1つは今回この用地を災害公営用地にしようという議論の中に、そのまま七小用地から所管がえをして住宅を建ててしまおうかという話がありました。もう、所管が多賀城市の土地になっているわけですから用地代がかからない、そのまま建てられる、という検討がありました。ただしそうした場合には、10億円、延々と返し続けなければならないだろうという選択肢になります。もう1つは、こういうふうに特別会計をして一般会計とは別に、新たに購入する。それは何でかという、さっき竹谷委員がおっしゃったように、どこかの土地を新たに購入すれば復興交付金が8分の7充当されるわけですけども、もともと市の土地を持っていたものを活用して、市が泣き寝入りというか、そのまま財産使っちゃうというのも変だろうということで、その辺復興庁とかけ合ったところ、「会計を別にすればそういう考え方が成り立ちますね」ということで、今回特別会計を使って取得することによって、取得分の8分の7は国から来ると。そうすることによって、その原資を今度一般会計に移して、一般会計からこれまでの10億の償還の分に充てられるということで、ただ所管がえをして建てるよりはかなり有利な手法を今回選択させていただいたということでございます。

○金野委員長

いいんだよね。根本委員よろしいですか。竹谷委員。

○竹谷委員

済みませんが、根本委員の言っているやつはそうだけど、実際に俺が言っているのは、今ある金が10億6,000万円の価値がありますよ、市としては。民間企業よりはありますよと。だけど、今回買うに当たってはいろいろ調査、いろいろ簿価のいろいろやったら、路線価だいろいろやったら、9億円しか値がないですよと。9億円は出しますよと。9億円を除いた1億6,000万円は持ち出しですよ、これから。持ち出しですよと私は確認しているんです。だから、根本委員が言っているのは違うんですよ。そういう、特別会計はわかるんです。そういう意味になりますねということを確認したんですよ。だから、そこは統一しておいてもらわないと困りますよ。それは、交付金のものにもならないし、いつまでもこの1億6,000万円については自主財源で返していかなきゃいけない。それを1回で返すか、分割で返すかは、これからの経営手腕によるよという解釈だなというふうに理解したんだけど、今話を聞くと何だかそこがこっちは抜けちゃっているんで、そこは認識を共通しておかなければいけない問題じゃないのかと思って、確認をさせていただいた。そういう確認の仕方ですよろしいですよ。それでない、共通の認識立ちませんからね。

○鈴木市長公室震災復興推進局長

そういう意味では、竹谷委員のおっしゃるとおりで、これから先1億6,000万円は一般財源で返さなきゃならない。この手法をとらなかつたとすれば、10億円をずっと一般財源で返さなきゃならないということです。

○金野委員長

よろしいですか。以上で、歳入の質疑を終結いたします。

● 歳出質疑

○金野委員長

次に、歳出の質疑を行います。歳出です。戸津川委員。

○戸津川委員

それでは、放射線測定に関して2点、(「何ページ」の声あり)59ページと61ページです。まず、59ページの市民持ち込み食材放射能測定事業が10月15日受け付け開始して二、三日後から始まるということで大変ありがたいというか安心をいたしました。「市民が市に持ち込んで食材を」という言われ方をしたんですけれども、市民の方は心配な食材をこの市役所に持ち込むという意味なのかどうか、そこのところがちょっとはっきりしないなと思いましたので、その点を1つ確認をしたいと思います。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

この放射能の測定事業につきましては、市内の民間事業者に委託をしたいと、具体的には今給食センターの、学校給食のほうをお願いしている業者をお願いしたいと考えておるわけなんですが、ただいきなり市民の方がそこに持っていくというふうになるか、どのような形でとか事前調整ができないと困りますので、電話なりもしくは市役所の窓口においていただくか、もしくは電話で私どもに問い合わせをいただいて、いついつ測定をしたいということで、食材の種類、住所、あとどこでとったものか等を私どもにお知らせいただけます。それで、お知らせいただいたことをもとに、例えば買ったものでなくて自分の家庭でつくったものだということとかそういうことが確認できましたら、委託事業者のほうにこっちのほうから予約を入れて何月何日の何時ということで直接持っていただくという形になります。実際に業者のほうではいろいろ準備がございますので、実際の測定の2日前までに申し込みをいただければというふうに考えております。

○戸津川委員

それではちょっと時間がかかるといいますか、市民としては今すぐはかってほしいというふうにはいかないという認識でいいんですね。だとすると、ちょっとそれは大変な問題があるのじゃないかと思えますけれども、できるだけスムーズに今とったものをやりたいんだけれどどうだろうというようなことで、すぐに、そんな2日も3日も置いているとせっかく新鮮な野菜もだめになってしまったりとかそういうこともあるのではないかと思います。その辺はいかがでしょうか。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

おっしゃることもわかるお話でございますけれども、実際にいろいろ事業者と今回の事業を実施するに当たっていろいろちょっと事業者と、業者とちょっと調整させていただいたんですが、向こうの事業者の中でうちのほうの学校給食等もやっている中で、そこに割り込んでいろいろ市民の食材も一緒にやっていただく関係で調整が必要になります。あと、そういうことのほかに、実は放射能測定器というのはよくよくいろいろ聞いてみますと、

そのものの持つ放射能だけじゃなくて周りの放射能、例えば空気であるとか地面であるとかいろんなところからくるバックグラウンドの放射能の影響を受けるので、その影響値を調整しながら正確な数値をはじき出すという作業が必要なんだそうです。実際にその作業に数字の調整が必要な時間 8 時間ほどかかるそうです。ですから、例えばほかの市町村でやっている場合どういうふうになっているのかというのをいろいろ申し上げるつもりはないんですが、そういうものを調整しないでやられるのであれば、すぐはかるということも可能なんですが、バックグラウンドとの調整が必要だということである程度の時間をいただかなくてはいけない。それからあと、いろんな各作業との調整をはかるという意味で 2 日前にいただければということでお話をいただいております。

○戸津川委員

2 点目に入ります。61 ページです。

放射線測定業務委託料が減額されておりますけれども、これは委託費がなぜ安くてすんだのかというところがちょっと疑問なんですけれどもいかがでしょうか。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

これにつきましては、当初予算で計上する際にいろいろ各事業者のほうから見積もりを頂戴して、この作業を行うには 2 名程度でやる必要があるだろうということで事業費を見込んでおりました。実際に 24 年度に入りましてから事業実施に当たって最終的にシルバー人材センターのほうで受けていただけることになりまして、測定業務ができるということで、実際に 2 人お願いするんですが、その 2 人も 1 人ずつのローテーションで動いて十分できますというようなお話をいただいた中で、我々の望んだ作業が実質 1 人の体制であると相当お安い価格でやっていただけるということでわかったものですから、これだけの減額になったということでございます。

○戸津川委員

それでは 3 点目に移ります。

さっきの議会でも私立の保育所に対する放射線の測定が保障されていないではないかということで何回か議論をさせていただきましたが、今回の補正にもお金は上がっていないように見受けられますけれども、これは一般質問との絡みもあるかもしれませんが、この辺の検討がなされたのかどうかちょっとこの予算書だけじゃ、この補正予算のこの紙を見る限りそういうことが伝わってこないんですけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

○但木こども福祉課長

まず、一般質問での柳原議員のお尋ねもございましてけれども、今実施に向けて調整中でございます。

○戸津川委員

それはあしたのお楽しみということで、とっておきたいと思います。

実は、私にはちょっと大変申し訳ないことをしたなという思いのことが 1 点ございました。私立保育所の方々に放射線測定の意向はありますかという調査をなさってくださいました。その時点で、調査の希望はありませんというふうに答えたところが何カ所かあったというようなことを議会だよりなどにも掲載をさせていただきましたけれども、後日「希望がないなんてことはあり得ないでしょ」と。「しかしながら、今の人数の体制の中でそれを、その食材を持っていく人がいないとかそういう中で、やむを得ずできないか

らそういう結果になったのであってその気持ちを何でわかってくれなかったんだ」と。
「私たちが希望しなかったような書かれ方をしたことは大変遺憾である」というようなお叱りをお受けしました。私も本当にその点では申し訳なかったなというふうに思うんです。保育所の園長始めみんなが子供たちのそのことを心配しながら何とかできる、実現可能な制度にして使わせてほしいという願いは一様に持っていらっしゃると思います。ですから、その辺のところをしっかりと酌みとって私たちもお仕事していかなければならないなということ、私はこれは自分の反省を含めて感じましたので、どうぞお母さん方の中には本当に口には出せないけれども心配をしているというお母さん方はたくさんいらっしゃいます。どうぞ、その辺酌みとっていただきながら、今後もこの放射線測定に関してはしっかりとお仕事をしていただきたいというふうに思います。以上です。

○柳原委員

53 ページの災害復興推進費の多賀城市津波復興拠点整備事業と 61 ページの放射線測定業務委託料と宮城東部衛生処理組合負担金の 3 点についてお尋ねします。

まず、53 ページの津波復興拠点整備調査事業ですけれども、これの具体的な事業内容をもう一度詳しく教えてください。

○鈴木市長公室震災復興推進局長

この津波復興拠点整備事業基礎調査検討事業でございますけれども、最終的には一本柳地区での津波防災拠点整備事業というのを考えておまして、それを行うに当たっていろいろこれから法律の壁がございます。1 つは、市街化区域への編入の手続。それから、あわせて農振・農用区域の除外ということがございますので、まず 1 つはそれらの法律、これは許認可権が県だったり大臣だったりするわけですので、それらに向けた法律の法定図書の作成を委託するというのが 1 つと、もう 1 つが今回大事なのは復興拠点とすべき施設構成だったり、内容だったり、ソフト的なことまで含めた形でどういうふうな拠点整備事業をすべきかということ、この交付金の調査費用を用いまして検討していくというものでございます。

○柳原委員

一本柳地区を津波の復興の目玉事業にしていこうということで考えているのでしょうか。

○鈴木市長公室震災復興推進局長

この復興拠点の大きな背景というか目的なんですけれども、これは震災により各地方で奪われた基幹産業、これを復興拠点整備事業でもってよみがえらせる、あるいは雇用を増加させるというのが一つの目的でございます。あわせて、この復興拠点事業は今回と同じ災害が来たときに、どうやってそういう基幹産業も含め、まちも含めた形で守れるのかと。守れるような仕組みをつくるというのがこの復興拠点整備事業の大きな 2 大の柱になってございます。それらをどうすべきかということ調査・検討するというものでございます。

○柳原委員

次、61 ページの放射線測定業務委託料なんですけれども、まだ市民から「放射線測定したいんだけど測定器貸してもらえないか」という相談も時々あるんですけれども、今多賀城市でそういう放射線、空間の線量率をはかる放射線測定器というのは今何台持っていて、例えば市民に貸し出せるのが何台ぐらいあるのかどうかというのをちょっとお聞きします。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

私どもで今所有している測定器につきましては4台ございます。そのうち1台については今教育委員会のほうに専門的にお貸ししております。あと、1台については今回の放射能測定業務の委託をしておりますが、機器そのものはそちらの業者、シルバー人材のほうにお貸ししております。あと1台のほうで私ども常時監視ということで、1台はあいていることはあいているんですが、あと市役所内で各課の要望に応じて貸出用ということにしております。現在一般市民貸出用ということでは用意はいたしておりません。そういうことも含めまして、より多くの観測地点を設けまして身近なところの放射線量がわかるようにということで、市内55カ所で測定しておるわけでございますが、具体的にはやはりお子様の放射能不安がやっぱり一番強いんだろうなということで基本的には小中学校、幼稚園、保育所、公園を中心に、子供たちが寄るところを中心に、あと通常の公共的な人が多く集まる場所とかを中心に55カ所ということで、詳しくは市のホームページに計測結果も含めて載せておりますのでそちらを御参照いただければと思います。

○柳原委員

市内でも55カ所の測定地以外でも、例えば浮島地区なんかではホットスポットみたいな非常にほかの地点の何倍も数値が出ているようなところも何カ所もありますので、そういうところを市民が自主的にはかりたいという要望がかなりあると思うので、4台だけではなくて市でお金を出してでも何台か購入するという事は考えられないでしょうか。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

確かにそういう方のお気持ちもわかりまして、実際私どものほうにも、例えば側溝に枯れ葉がいつぱいたまってそういうところがちょっと高いんじゃないかと、不安だということていろいろお電話を頂戴して、事情をお聞きした上で心配、御不安を解消するためということで私どものほうでお伺いして、市民の方立ち会いのもとに測定をするような行為はいたしております。どこでも、ということではありませんから、そういう特に不安な箇所とかホットスポット等である場合には、お申し出頂ければ対応はしたいと考えております。

○柳原委員

次です、同じ61ページの宮城東部衛生処理組合負担金ですけれども、この負担金、災害廃棄物処理負担金ということなんですけれども、これの内容をもうちょっと詳しく教えてください。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

宮城東部衛生処理組合負担金でございますが、この負担金はこのたびの東日本大震災に絡む災害廃棄物の処理を東部衛生処理組合にお願いしたことに伴う負担金でございます。災害廃棄物の処理につきましては、基本的には焼却物については県の宮城東部ブロックの焼却施設で焼却をする、もしくはこのたび山形県の東根市外二市一町ですか、その組合、もしくは栃木県の壬生町で焼却をしていただくというような広域処理でお願いするものもございまして、基本的には宮城東部衛生にお願いするという形ではなかったんですが、仙台港の私どものほうでお願いしました中間処理施設、あそこで災害廃棄物のうち木材をチップ化する作業がございまして、チップ化する作業の中で、このぐらい小さい木片に作業でするんですが、そこから作業の過程で出てくるさらに細かい木くず、それが結局木材チップとしてはリサイクルには回せない焼却物ということで、それらが中間処理施設の

運営の中で日々出てくるというもので、そういうものの部分の焼却を宮城東部にお願いをしていきたいということでございます。それらをお願いしたことに伴って、東部衛生処理組合の施設を利用したものですから、その維持管理経費とその施設そのものの減価償却費相当分、焼却した重さに応じてそれを負担するというので今回予算計上させていただくものでございます。

○柳原委員

この負担金の中には、中間処理施設で出た焼却灰とか飛灰関係は入っていないということですか。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

入ってございません。多分、今委員のおっしゃっておられるのは宮城東部ブロックの焼却施設で出る主灰もしくは飛灰のことだと思いますけれども、基本的にそれは宮城県からお願いするという形ですので、多賀城市がお願いするというものではないということですから、これは入ってございません。

○佐藤委員

59ページの先ほどの食材の放射能検査と、それから65ページの学力向上パワーアップ事業と、67ページの就学援助のかかわりでお尋ねをいたします。

59ページのほうから、先ほど戸津川委員のほうから1点の御質疑がありましたけれども、予約して二、三日後で検査して、結果はいつ出るんですか。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

今業者と調整しているお話しの中では4日以内ということで予定しております。

○佐藤委員

何か、予約をする時点でもう既にアウトのような気がするんですが、ちょっと言葉が悪いけれども、あげくに4日も待たされるということでは、皆さん方努力してやってその実現に向けてきたことは大いに評価はいたしますけれども、果たしてお金をかけただけのことがあるのかどうかというあたりは、もうちょっと検討して市民の皆さんに発表することが必要ではないのかなというふうに思うんですが。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

検査の結果が、ちょっと時間がかかるということについては、市町村によっては即日ですすところもあるということで私たちも聞いておったものですから、もっと早くすることはできないんですかというようなことはいろいろ話し合いをいたしました。そういう中で、結局事業者とお話しした中では、出た結果に責任を持たなければならない以上、例えば特に高い数値が出た場合は1度だけの検査では終わらせないそうです。その数字に対して責任を持つために、最低でも2日ぐらいはかかるということで4日以内だということで事業者からはちょっとお話を承っております。

この数値というのが、例えば我々が自分の家庭でつくったものだったらまだいいんですけども、他市町村で例えばとってきたキノコであるとか、どこかの山に行くととってきたというものが仮に高かったとした場合に、その高かった数値は私どもから宮城県に報告をして、県のホームページで報告されるという形になるんですね。そうしたときに、万が一その数値が間違った数値で出されたときに、例えば「宮城県西部の山のほうのある市町村

のどこどこでとれた、例えばキノコがこんなに高かった」みたいな形で報告されたときに、いわゆる新たな風評被害を生むこともあるものですから、業者ともいろいろ話した中ではその辺の数値については1回はかって間違いないというふうになればいいんですけども、実際にはいろいろ誤差の範囲もあるものですからきちっとその辺の検証をした上で出したいということでのお話を頂戴して、我々のほうでも県に照会する中でその数字についてはどここの市町村の方がとったということも話が出される場合もあるということなので、数字に責任を持つという意味でもやむを得ないのかなというようなことで今考えております。

○佐藤委員

理屈はよくわかります。役所的発想もよくわかります。しかし、市民感情とはあまりにも乖離し過ぎております。もう1回、それは大体取りかかるのが遅いんだから、これが1カ月おくれたって2カ月おくれたって市民にとっては早くそれが目の前に見えることが大事なことであって、2日、4日、3日、予約で待たされてさらに結果が出るのに4日で1週間も食べられないというような事態があることが役所の仕事信じられないということになると思いますよ。やっぱりやらなくていいとは言いませんけれども、もっとスピーディーな方法があるのかないのか、もうちょっと検討して市民に提案していくことが必要だというふうに思いますけれども。部長。

○伊藤市民経済部長

役所的な発想だというようなお話でしたけれども、私のほうでは決してそういう思いはございません。と申しますのは、我々もこの測定業務、この事業の制度設計といいますかそのフローづくりにいろいろスタッフで検討いたしました。それで、よその先行してやっておられる団体につきましては、食材を直接市役所の市町村の窓口を持ってきてそこからスタートだというようなことなんです。私のほうではワンストップサービスで、市民が窓口に来られてまたその業者のほうに行く手間といいますか、2度3度足を運んでいただくよりも、むしろ事前に電話なりで予約を入れていただいて、いずれ家庭菜園とかあるいは山菜とってきたものを検査するわけですが、家庭菜園で自分でつくったものが大半だというようなことを想定いたしまして、何日の日にどうぞ大丈夫ですよと予約を入れていただいて、それから市内の委託業者のほうに現物を持ち込んで検査していただくというような、そういうスピードアップの体制をとったというのが1つでございますので、決して利用される方の不便は感じないものとこのように理解しております。

それから、ただいま次長のほうも申し上げましたけれども、検査結果についてはやはり検査業者のほうで精度を高めて検査をするというようなことから、最低4日間はお時間をいただくというようなことでありますので御理解をいただきたいというふうに思っております。

○佐藤委員

私たちが市中を歩きながら聞かされる市民の、何といいますか、評価というものがどういうふうに出てるのかわかりませんが、できれば再考していただいて、もうちょっと早いスピードで提供できないものかというようなあたりを検討をしていただきたいということを述べて終わります。

次、2番目です。65ページ。

学力パワーアップ事業ですけども、これは6月議会でしたか昌浦委員が一般質問で取り上げておりました。冬もやれないのかというような質問だったというふうに思いますが、

冬もやるということで、なんていうんですかその、回数がふえたということでは大変いいなというふうに思うんですけれども、場所はやっぱり同じ場所で1カ所ということですか。

○麻生川学校教育課長

場所は、夏は東北学院大学との提携ということでやっておりましたが、冬につきましては県の事業を利用させていただくということで、学院大とは別の場所で行いたいと思っております。ただ、各学校に分散するのではなくて、これもやはり1カ所で行う計画を立てております。

○佐藤委員

回数をふやしたということはそれなりに効果があるということが、その現状を踏まえてふえたんだというふうに思うんです。そうすると、学院大で夏はやっていたんだけれども効果的なものだからもう1カ所冬、別な場所とてとにかくやるということなわけで、効果が実証されているという事業だと思うんです。そうしたときに、多賀城1カ所で行うということはやっぱり受けられる児童の条件が限られてくると思うのね。そうするとやっぱり、各小学校単位とか近くの集会所で行うとかそういうところで小さくやっていくということも検討していかないと、恩恵を受ける子供たちの、なんていうんですか、数はふえてこないし、一部通える子供たちがというようなことにもなるかというふうに思うんですが、その辺で場所をふやしていく、夏・冬をやるということはこれからずっと続けていただきたいながら、場所をふやしていくという検討もこれからのに向けて頑張っていたきたいなど。受けられる子供の対象をふやすという点では大事なことだというふうに思うんですがいかがですか。

○麻生川学校教育課長

前回の議会でもそのようなお話を承っております。多賀城スコーレに関しましては、子供たちの感想の中では、まず場所、それから講師の先生なんですけれども非常に年齢に近い先生と学校以外の場所で行うということで自主学習の中身的に非常に意欲が湧いたという評価が高いものでございまして、できれば学校以外の場所の開催ということを考えております。ただ、今のところ講師の先生方、それから場所の提供のほうもそうなんですけれども、これまでずっと学院大のほうの全面的な協力のもとに行っておりましたので、なかなか講師の先生方を集めるということもなかなか難しい状態の中におります。それでまず、とにかくことしは冬、学院とは別な場所で行ってみるという形で行いながら、これから先の方向性については検討させていただければというふうに思っております。

○佐藤委員

ぜひ、1カ所だけでなく開催箇所をふやせるようなそういう努力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次、67ページの就学援助事業、小学校・中学校とあります。これは、今ごろになれば24年度下半期は就学援助を受ける子供たちが減るだろうという予想をしていたけれども減りそうもないということで、補正予算ということになったんだというふうに思ひますけれども、減るだろうと予想した根拠は何ですか。

○麻生川学校教育課長

昨年度には、この震災の対象の児童に関しましては審査の基準というものを持たずに認定をしておったわけですが、今年度から所得の審査というものをするとすることで、ある程度減るといふふうに考えていたということでございます。

○佐藤委員

収入審査が始まれば一定の収入が戻ってきたことが確認できるだろうということだったと思うんですが、それをしてやっぱりまだまだ戻ってきていないなあということなんだというふうに思うんです。なんかその予算を立てるときに、こういうところに係る分野では特に、やっぱり市民の暮らしがどうなっているかという観点からいろいろ考えて予算をつくっていくものだというふうに思うんです。そういうところでは、やっぱり皆さん方の市民の暮らしが、被災者の暮らしがどのようになっているかという点が、つかみ方がまだまだ足りなかったのではないかなというふうに改めてこの補正予算の組み方を見て私は考えたんです、思ったんです。ですから、見込み違いということは往々にしてあることですが、ぜひ住民の暮らし、被災者の暮らしをしっかりと手のひらにのせて予算の計上をしながら、暮らしにしっかりと支援できるようなそういうお手伝いを行政としてしていくような方向でこれからもしっかりと頑張っていたいただきたいというふうに思うのでございますが、御答弁を。

○麻生川学校教育課長

昨年度までは、ことしの所得につきまして雑損控除などを控除した場合には所得が大変ほとんど少なくなっていくというようなことの配慮というものがなかったなというふうに思っておりますので、ぜひ注意して考えて来年度の予算を考えていきたいと思えます。

○金野委員長

そのほかありますか。

ここで休憩をいたします。再開は2時15分。

午後2時05分 休憩

午後2時15分 開議

○金野委員長

全員おそろいですので再開いたします。昌浦委員。

○昌浦委員

私は2つです。ページで言いますと57ページのこども福祉課関係と、それから65ページの学力向上パワーアップ事業、この2点質問させていただきます。

まずもって57ページなんですけど、先ほどの説明をお聞きすると、こども福祉課のほうでこれは下のほう、私立保育所運営管理事業の中で臨時職員の賃金を減額して非常勤保育士のほうに変えた。これ、20名採用予定というのは臨時職員のほうを20名採用予定だったのか。それでその後に20名から35名に増員した補正予算をつけている。この辺、2点目のほうなんですけれども、20名から35名というのはどういうことなのか。2つの質問です。答えてください。

○但木こども福祉課長

今年度の任用計画上は、非常勤職員が 20 名、臨時職員も 20 名ということで計画しております。その募集を行いましたところ臨時保育士についてはほとんど応募がなかったというふうなことでして、その後非常に非常勤職員の募集をしましたところ 20 名を超える応募があったというふうなことで、その時点では臨時保育士の応募が見込めませんでしたことから、臨時保育士 6 名ほど応募がございましたけれども、その方々を非常勤に変えまして採用したというようなことでございます。今現在の児童数からの保育時間数からしますと、その保育業務に対応していくためには非常勤職員 35 名が必要だということで、今回やむを得ず臨時職員の 20 名に係る賃金を減らしましてその分を非常勤職員のほうに宛てがうというふうなことの補正予算でございます。

○昌浦委員

そうしますと、結局採用はトータルで 26 名のままなのか。35 名に対して 26 名なんですか。

○但木こども福祉課長

当初はその数でしたが、現在また非常勤のほうの採用をいたしまして、現在は 33 名ということで対応してございます。

○昌浦委員

わかりました。それでは、ページでいうと 65 ページです。

先ほど、佐藤委員がお話ししたように、私これ一般質問させていただいて、多賀城スコーレのようなものを冬期もやっていただきたいということでこのようにすぐに予算化していただいたこと、まことにありがたいと思っております。それでお聞きしますが、場所はこの予算書から見ると、次のページかな、何か借り上げ料的な、場所の借り上げ料がないものですから、例えば私は図書館あたりをお使いになって要は会場借り上げ費というのは計上しなかったのかなあと見ておったんですけれどもどうなんでしょう。

○麻生川学校教育課長

67 ページのパソコン等借り上げ料の下のところに会場設備使用料ということで書いてあるんですが、まだ補正予算通っておりませんので考えなんですけれども、公民館などを使用しようと思っておりました。

○昌浦委員

確かに設備使用料ありますね。ところが、6,000 円なので余りにもこれは金額的に安すぎると思ったんで公的な機関を使うんだらうなとは思ったんですけれども、わかりました。

それと、これは先ほどの御説明ではコーディネーターの方をお願いして講師を集めたいとかということなんですけれども、恐らくはこれは報償金ですから講師謝礼も含めて 32 万 2,000 円という金額、それはわかるんですけれども、次の 67 ページのほうですか、パソコン等借り上げ料 3 万 4,000 円、このくらいの金額で足りるんですか。パソコン 1 台ぐらいになっちゃうんですけれども、講師の方なんかパソコンを使って、例えば自主的に自分がつくってきたプリントをそこから打ち出してお子さんたちに配るとかそういうときに、不足を生じないのかなあと思うんですが、この積算はどういうふうになっていんでしょうか。

○麻生川学校教育課長

このパソコンの使用につきましては、コーディネーターの方のパソコンということになっておまして、実は講師の方々は3日間の講習のときだけ来ていただくような形になります。ですので、コーディネーターの方のパソコン料だけ、お一人のみということになります。

○昌浦委員

大体、冬休みですからそんなに、途中で年末年始入っていますから大体日数的にはどのくらいの、大体2週間ぐらいのお休みだと思えるんですけども、日数をかけて、授業と言ったらいいのか、日数的にはどのくらいの数になるんでしょうか。

○麻生川学校教育課長

ことしの土日の配列にもよるんですけども、ことしは12月に3日間という計画を立てております。

○根本委員

63ページ、私道整備補助金に60万3,000円の予算がつきました。補正予算ですね。当初予算は科目設定でしたね。ようやく、実績何年かぶりにつくれたと。ということで私は非常にうれしいなところ思うんですけど、25年度の予算、この結果を踏まえて科目設定じゃなくてきちっと前みたいに100万円ぐらいの予算をとっておいたらいかがかなとこのように思いますけれども、課長いかがでしょう。

○加藤道路公園課長

これまで、科目設定の1,000円で経緯してきて、今回久しぶりの増額補正なんでございませうけれども、来年度以降どうなるか、地元の皆さんの申請があるかどうかちょっとこれから探ってみて検討したいと思います。

○根本委員

探さなくても、これは事業一応規則つくって事業の形態を作り上げているわけですから、何とか予算をきちっと当初予算をつくって市民の皆さんにPRして事業を展開していただきたいとこのように思います。

それから、この事業の拡充については、阿部委員が一般質問で申し上げますので前向きな答弁を御期待申し上げます。以上です。

○竹谷委員

57ページと、59ページ、69ページと質問したいと思います。

まず、介護福祉課の移送サービス事業で高齢者福祉の備品購入で自動車を購入するという説明でしたね。よくよく見たら、760万円県費がついておって、今回430万円、あとは組み替えになっているんですよ。その理由を全然説明しないのね。予算組み替えの。一般財源の予定をこの事業をこの補助金にやりましたという説明が全然ないのね。そういう説明をしていただけたらいいんじゃないかと思うんですけどもいかがでしょうか。

○松岡介護福祉課長

先ほどの説明で、1つは今委員からお話しあったように車両の購入費の備品購入費と、それから説明の中でこのように申し上げたのですが、また補正額の財源内訳、一般財源338万5,000円の財源組み替えでございますが、移送サービス事業の事業費につきましても同

じく補助金の対象となりましたことから県支出金に財源を組み替えるものでございますということで、ちょっと御説明をさせていただきまして、事業本体の分も補助金の対象となりましたのでということで御説明させていただいたんですけれども。

○竹谷委員

この県支出金は、来年度も続く予定なんですか。

○松岡介護福祉課長

これの補助の対象となりました県の地域支え合い体制づくり事業につきましては、毎年度毎年度の事業でございますので、来年度必ずつくかというのはちょっと現時点でははっきりしないところでございます。

○竹谷委員

要望しなきゃ来ないと思うんですけれども、この資金活用するための事業要望はする考えですか。

○松岡介護福祉課長

この補助金の制度がもし存続していきますれば、この事業費につきましては来年度以降も補助の申請をしまいたいと思います。

○竹谷委員

なぜこれをお聞きしたかという、これからの財政は相当厳しくなってくると思うんです。先ほども言ったでしょ、1億6,000万円も出さなきゃいけない、いろいろある。そうすると、ありとあらゆる補助金をうまく活用していくということが大事な一つの自主財源という市税も伸びない状況の中で、何とかそういうものでもかき集めてある程度一、二年、我慢をしていくということが大事だと思いますのでその辺ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それから59ページ、これも私の聞き違いかもしれませんが、確認だけさせていただきます。仮設住宅共同施設維持管理費業務委託費、電気が、街灯がどうの、外の水道がどうのこうのという説明のようなんですけれども、これはなぜ委託になるんですか。

○阿部生活再建支援室長

仮設住宅6地区の自治会、自主団体と毎月1回打ち合わせしておりまして、その中で要望等が出ておりまして、給水、外づけの水道をつけてほしいとか、LEDの防犯灯をつけてほしいという要望がありましたので、その業務をおのおの委託するもので計上したものでございます。

○竹谷委員

それが委託するんでなく、自分たちでつけて、管理委託じゃないですか。施設まで、予算やるからあんた達勝手につくってくれというやり方なんですか。だって、水道の栓つくるには委託じゃないんじゃない、自分とこで発注してつくって、そして管理は委託します、管理はお願いしますじゃないんですか。その辺がちょっと、私の思いと違うんでちょっとお聞きしたいんですけれども。例えば、LEDの街灯をつけるにしても、つけるのは皆さん方のつけで、あとの電気量とか管理はそちらの自治会のほうにお願いするというやり方じゃない、違うんですか。これだけはそういう仕組みじゃないということですか。

○阿部生活再建支援室長

応急仮設の住宅の共同施設の維持管理につきましては、防犯灯、あと受水槽、共同アンテナ等々設置する、皆さんが使うものにつきましては共同設備という形で業者委託してもよろしいという県の判断が出ておまして、今回業者のほうに委託工事をつけるものでございます。その部分の、あとメンテナンスに係る経費、例えば球が切れたりとか、あとは集会所のプリンター、皆さんが使う共通経費のものにつきましても当該補助金を活用してほしいということで見解が出ております。そういった形で業者のほうに委託して設置しまして、あと維持管理の関係、電気代等々も一般会計で払っておきながら、あと後ほど県のほうから仮設の維持管理費関係のお金が来ますので、当該経費分を市のほうに繰り入れる形で考えていく形となっております。以上です。

○竹谷委員

県費でやるから、県費のほうではそうしてくれということでしょうから、そういう理解をしておきます。本来では違うと思うんですけども、これは町内会の街灯と同じような考え方でいかなければおかしいんじゃないのかというふうな気もしたものですから、確認をさせていただきました。その辺、県のほうでそういうことだということであればそれ以上申し上げることはないです。

それから、69 ページ。これずうっとあるんですけども、PCB 対策で相当やりますよね。これ、変圧器だと思うんですけど。これは、県の補助金のようなですけども、2 分の 1、県から来るんじゃないかと思うんですけども、これは今年度の新しい事業ですよ。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

この事業は本来、23 年度に県で予定をしておりました。ところが、東日本大震災によって実施できなくなりまして、今年度、23 年度に要望があった市町村に対して今回やりませんかということでお話をいただきまして、前回どおり手を挙げたということでございます。

○竹谷委員

そうすると、今後 25 年度もそういうものを、これは変圧器の関係でしょう。あちこちの施設に入っていますよね、変圧器は。要望がなければやらないということになると変圧器の安全確認であればこれは全部計画的に進めていく事業じゃないかと思うんですけども、23 年度は災害があったから事業がちょっと手が回らないと。24 年度から本格的にやっていくんだというような理解はできますけれども。少なくとも、25 年度もやっていかなければならない事業じゃないかというふうに思っているんですけどいかがでしょうか。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

県からの通知では、23 年度が最終年度ということ考えておったようで、それが今回 24 年度に延長になったということございまして、今回が最後ということでございます。

○竹谷委員

そうすると、この事業はもうこれで全部多賀城の公共事業の中にある問題は全部終了ということで理解しておいてよろしいんですか。

○阿部管財課長

市内の公共施設の PCB の機器につきましては、今回微量含有していると思われるものについては今回の補正で計上させていただきましたが、その他高圧コンデンサーとか古い蛍光灯の安定器、水銀灯の安定器などにつきましては、既に調査が終わってしまっていて、今現在高圧コンデンサーが 4 台、蛍光灯の安定器が 352 台、水銀灯の安定器が 2 台、トランスが 4 台それぞれ調査して、含有しているものについて東庁舎の地下に法律に基づいた保存をしております。処分については、年次計画で今後処分していく予定です。以上です。

○竹谷委員

わかりました。説明はそういうぐあいにしたほうがいいんじゃないですか。要求がなければないような言い方じゃなく、これこれこうやってこういうものを終わったと。今、管財課長がおっしゃったように、こういうものはこれからも継続していきますよと言わないと PCB の事業は多賀城は終了したというように理解されますよ。それと、県からの補助金はこれからの事業の計画の中で来るのは県からの補助金も 2 分の 1 は来るという予定でしょうか。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

県からの補助は今回が最後でございます。

○竹谷委員

今後はそうすると一般財源でやっていくという発想なんですか。もしそういうのであれば、県のほうに延長の要求をすることかということも大事な作業じゃないかと思うんですけどもいかがでしょうか。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

当然、PCB の含有するいわゆる電気機器類は、今後もまた出てくる可能性はあるかと思っておりますので、そのような要望はしていきたいと考えております。

○竹谷委員

そういう視点で物事を見ていていただきたいということを、この補正予算から見てお願いしておきたいと思っております。

4 点目で最後なんですけれども、委員長よろしいでしょうか。

○金野委員長

はい、どうぞ。最後。

○竹谷委員

埋蔵文化財の調査センターの関連ですが、関連事業にありますけれども、三陸自動車道のインター周辺の発掘調査が行われております。その経過と現状の状況はどうなっているのか。市のほうでも確認されているのであればお知らせ願いたいと思っております。

○加藤文化財課長

県で全て調査しているものですから、詳しくと言われますとなかなかわからない部分がありますけれども、今わかる範囲だけでお答えしたいというふうに思います。まず、あちらの多賀城インターの周辺につきましては、一応あそこは八幡地区という言い方をしております。そして、そこから南側にございます本線部分の 4 車線化のところ、こちらは多賀前

地区という言い方をしております。それで、現在発掘調査につきましては、多賀前地区についてはある程度見えてきて、9月1日に現地説明会が終わっております。そうした中で、当初2車線化したときに発見されました国司の館、遣り水遺構といった、何と申しましょうか、川のようなものをつくった遺跡の延長部分が出たりとか、または真ん中の工区のほうでは道路の交差の部分が出たり、それから一番南側のほうでは当時の水田跡、津波で堆積されたと思われる砂の層等を発見してございます。

こちらのほうについては、事業調査の期間としては3月26日から始まったんですが12月末ぐらいまでを予定されているといったことのようにございます。

また、インター部分、八幡地区のほうでございますが、こちらについては今現在発掘中でございますまして、こちらの調査成果については11月ごろに公表されるといった内容でお伺いしてございます。今のところ把握できるのは以上でございます。

○竹谷委員

今の状況では、重要遺構、保存遺構はないと。工事は続行できるというような状況であるというぐあいに認識しておいてよろしいでしょうか。

○加藤文化財課長

今の段階では、そういった重要遺構があって保存すべきだというようなお話は我々のほうでは聞いてございません。

○竹谷委員

これも、4車線化も大変重要な事業だし多賀城のインターチェンジも重要な事業ですので、一番問題になってくるのは発掘での重要遺構が出て保存をしなければいけないという問題が出れば、この事業何ぼ騒いでもストップせざるを得ないという状況が生まれてくると思いますので、大変恐縮ですが文化財のほうでそういう状況は刻々と情報として入れておきながら対応の仕方を考えていかなければいけないというふうに思いますので、ぜひその情報を共有しながら推移を見ながら、場合によっては文化庁に対して指定をしないほしいという要望もしていかなければいけないことがあり得るといふぐあいに感じますので、その辺よろしくお願ひしたいと思ひます。以上、申し上げておきます。

○戸津川委員

先ほど、佐藤恵子委員の説明に対して、放射線測定、(「何ページ」の声あり)59ページです、市民持ち込み食材の放射能測定でちょっとだけ確認をさせてください。私は給食の食材をはかっているのをちょっと見させていただいたんですけども、その場合は食材がセンターから持ち込まれて素早く処理をして20分から30分もかからなかったと思ひますが、そういうふうにするに結果が出てきてそれをまたセンターに持ち帰って「それじゃこうでああで」といふふうに聞いたんですけども、そのシステムと何か違ふもので線測定をするのでそんなに時間がかかるのかどうか、その点確認させてください。

○伊藤市民経済部長

ただいまの御質問でありますけれども、検査結果、時間がかかるんじゃないかと、給食センターの食材と比較してかかるというふうなことでございますけれども、まず1つは給食センターの食材は流通している食材を使用しても一般的には検査しているというふうな中での再検査というふうなことが1つございまして、前提といたしまして。持ち込み食材につきましては、食材によってはすぐに検査結果が出るものもありますし、あるいは例

えば井戸水であるとか水は相当やっぱり時間がかかるというようなことで、1日、我々としては5件程度の持ち込み食材を予定しております。仮に、マックスで、上限で5件持ち込まれた場合の検査日数が委託業者のほうと事前に調整しまして、協議しましたところ、最低4日は必要だということで最大限4日というようなことで見ておりますことから、検査の持ち込まれた検体の件数、あるいはその種類によっては4日を待たずして早く、できるだけ早くスピーディーに市民の方に、持ち込まれた方に検査結果を報告するように対応してまいりたいとこのように思っておりますので御理解ください。

○戸津川委員

市民の皆さんの非常にこれ関心がありまして、うちの柿を食べていいものか、干し柿にして食べていいんだろうとかかそういうことも聞かれて困っているんですけども、待っていらっしゃるんです。それで、また私たちが議会だよりに書かせていただくかもしれませんが、そのときにやっぱり4日も検査に待ってくださいというようなことは書けませんので、それは書かないでおこうと思いますけれども、そのことが市民の皆さんにスピーディーにやるということで何とか……。何か異常があったときにはそれはもう1回再検査というのはわかりますけれども、普通の食材であればそんなにかからないと思うんですね。ということで、なおよろしく願いいたします。

○金野委員長

あとおりませんか。1つ。お願いされたので竹谷委員。

○竹谷委員

先ほどは、緊急雇用の資料、後で結構ですから状況を提出してください。以上、お願いです。

○金野委員長

大丈夫ですか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○金野委員長

以上で歳出の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○金野委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第80号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○金野委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 議案第 81 号 平成 24 年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

○金野委員長

次に、議案第 81 号 平成 24 年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

ここで休憩を行います。再開は 2 時 55 分。

午後 2 時 43 分 休憩

午後 2 時 55 分 開議

○金野委員長

全員おそろいですので再開いたします。

● 歳入歳出説明

○金野委員長

関係課長等から説明を求めます。国保年金課長。

○高橋国保年金課長

それでは、資料 1 の 87 ページをお願いいたします。

国民健康保険特別会計歳出から御説明を申し上げます。

2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費につきましては、本年度の前期高齢者交付金などの額確定に伴う財源の組み替えでございます。

3 款 1 項 1 目後期高齢者支援金等で、こちら本年度支援金の額確定に伴う財源の組み替えでございます。

次の、2 目後期高齢者関係事務費拠出金で 1 万 6,000 円の減額補正でございますが、こちら本年度の事務費拠出金の確定に伴うものでございます。

4 款 1 項 1 目前期高齢者納付金等で 64 万 3,000 円の減額補正。

次のページをお願いいたします。

2 目前期高齢者関係事務費拠出金で 1 万 1,000 円の減額補正でございますが、これらは本年度の納付金、事務費拠出金の額確定に伴うものでございます。

6 款 1 項 1 目介護納付金で 37 万 1,000 円の減額補正でございますが、こちら本年度の納付金の確定に伴うものでございます。

○長田健康課長

次に、8款1項2目特定健診事業費で、492万1,000円を増額するものでございます。説明欄1の特定健康診査事業で、これは被災者支援と受診率の向上のため特定健康診査の自己負担金1,300円を平成23年度に引き続き無料とし、塩釜医師会への委託料が確定したことから不足額を補正するものでございます。

○木村収納課長

次のページをごらんください。

11款1項1目一般被保険者保険税還付金で990万円の増額補正でございます。これは、東日本大震災に係る減免等により還付金が生じたことにより不足分を増額するものでございます。

○高橋国保年金課長

12款1項1目予備費で5,318万7,000円を増額補正でございます。平成23年度から24年度への繰越金のうち、ほかに充当した分を除きまして予備費を増額するものでございます。

81ページをお願いいたします。歳入でございます。

3款1項1目療養給付費等負担金1節現年度分で1,311万9,000円の減額補正でございます。この内訳といたしまして、1の療養給付費負担金ですが、これは後ほど御説明申し上げますが、歳入の5款1項1目前期高齢者交付金の額の確定に伴うもので、計上済み額との差額37万9,000円の減額をするものでございます。

2の介護納付金負担金につきましても、歳出の介護納付金の額確定に伴いまして計上済み額との差額11万9,000円を減額するものでございます。

3の後期高齢者支援金負担金につきましても、歳出の後期高齢者支援金の額確定に伴い計上済み額との差額1,262万1,000円を減額補正するものでございます。

○長田健康課長

次に、3目1節特定健診負担金で41万8,000円の減額補正でございます。歳出で説明いたしました特定健康診査の事業費確定に伴い補正するものでございます。

○高橋国保年金課長

次に、3款2項1目財政調整交付金で1節普通調整交付金で287万円の減額補正でございます。これは、前期高齢者交付金の額確定に伴うもので、それから歳出で御説明申し上げました介護納付金、後期高齢者支援金等の額確定に伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。

5款1項1目前期高齢者交付金で965万8,000円の減額補正でございます。これは、今年度の交付金の額確定に伴うものでございます。

○長田健康課長

6款1項2目1節特定健診負担金で209万8,000円を増額補正でございます。歳出で説明いたしました特定健康診査の事業費確定に伴い41万8,000円を減額補正するとともに、被災者への健康支援事業の一環としてクリアチニン検査と尿酸検査に10分の10の県

補助金 251 万 6,000 円が今年度に限り交付されることになったことから、差額分 209 万 8,000 円を増額補正するものでございます。

○高橋国保年金課長

次のページをお願いいたします。

2 項 1 目財政調整交付金 1 節財政調整交付金で 328 万円の減額補正でございます。これは、前期高齢者交付金の額確定に伴うもの、それから歳出で御説明申し上げました介護納付金後期高齢者支援金の額の確定に伴うものでございます。

10 款 1 項 2 目繰越金 1 節その他の繰越金で 9,421 万 4,000 円を増額補正でございますが、これは平成 23 年度決算に伴う繰越金でございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

● 歳入歳出一括質疑

○金野委員長

以上で説明を終わります。

これより、歳入歳出一括質疑に入ります。ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○金野委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○金野委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 81 号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○金野委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 議案第 82 号 平成 24 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

○金野委員長

次に、議案第 82 号 平成 24 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計補正（第 1 号）を議題といたします。

● 歳入歳出説明

○金野委員長

関係課長等から説明を求めます。国保年金課長。

○高橋国保年金課長

それでは、101 ページ、102 ページをお開き願います。歳出から御説明いたします。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金で 110 万 8,000 円の増額補正でございます。これは、平成 23 年度の後期高齢者医療保険料のうち出納整理期間中に収入があったものについて広域連合に納付するものでございます。

次に、前のページ、99、100 ページをお願いいたします。歳入でございます。

3 款 1 項 1 目一般会計事務費繰入金で 11 万 2,000 円の増額補正でございます。これは一般会計から事務費の不足分を繰り入れするものでございます。

次に、4 款 1 項 1 目繰越金で 99 万 6,000 円の増額補正でございますが、これは平成 23 年度決算に伴う繰越金でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

● 歳入歳出一括質疑

○金野委員長

以上で説明を終わります。

これより、歳入歳出一括質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○金野委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○金野委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 82 号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○金野委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 議案第 83 号 平成 24 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

○金野委員長

次に、議案第 83 号 平成 24 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

- 歳入歳出説明

○金野委員長

関係課長等から説明を求めます。介護福祉課長。

○松岡介護福祉課長

それでは、介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の説明をさせていただきます。

資料 1 の 111 ページをお願いいたします。歳出から御説明をさせていただきます。

1 款 1 項 1 目一般管理費で 100 万円の減額でございますが、説明欄 1 地域介護福祉空間整備推進事業 15 節工事請負費の 100 万円の減額でございます。これは、高齢者健康遊具設置工事費につきまして 300 万円の当初予算計上を行っておりましたが、全体予算額の関係により国から 200 万円での補助金内示があったことから減額を行うものでございます。

4 款 1 項 1 目基金積立金 786 万 5,000 円の増額補正につきましては、支払い基金交付金の 23 年度分の追加交付金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

6 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料還付金 704 万 4,000 円の増額補正につきましては、東日本大震災に係る減免等による還付金でございます。

2 目償還金で 1 億 4,378 万 5,000 円の増額補正でございますが、これは平成 23 年度介護給付費国庫支出金等の額確定に伴い収入超過分を返還するもの並びに災害減免に対する災害臨時特例補助金の精算返還分でございます。

次のページをお願いいたします。

6 款 2 項 1 目他会計繰出金で 1,000 円の増額補正でございますが、これも 23 年度決算に伴い一般会計に対し精算返戻分として繰り出すものでございます。

次に、109 ページにお戻り願います。

歳入について御説明申し上げます。

3 款 2 項 4 目地域介護福祉空間整備等交付金で 100 万円の減額補正でございますが、これは歳出で御説明申し上げました高齢者健康遊具設置工事に係る国からの補助金の減額によるものでございます。

次の、4 款 1 項 1 目介護給付費交付金 2 節過年度分 786 万 5,000 円の増額補正につきましては、支払い基金交付金の 23 年度分の追加交付金でございます。

次の、7款2項1目1節介護保険事業財政調整基金繰入金で1億5,083万円の増額補正でございますが、これは歳出で御説明いたしました国庫支出金等への償還金及び一般会計繰出金並びに第1号被保険者保険料還付金として基金から繰り入れを行うものでございます。

以上で、介護保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

● 歳入歳出一括質疑

○金野委員長

以上で説明を終わります。

これより、歳入歳出一括質疑に入ります。昌浦委員。

○昌浦委員

地域介護福祉空間整備推進事業なんですけれども、当初見積もったというか、当初の事業費が300万円だったと。ということは、確認したいのは300万円、丸々国から補助が下りる予定だったのかということが1点です。

2点目、200万円になりますか。でも、本来的には300万円の費用をかけて遊具を設置する予定があったのであれば、当然200万円では少しどこか削られるという格好になると思うんですけれど。しかしながら、それを国から200万円だからといって当初は300万円だったんですから、やはり必要として300万円を見積もった以上は、一般のいわば多賀城市の分として財源組み替えみたいなことをやって300万円分の工事をなぜしないんでしょうか。

○松岡介護福祉課長

まず、1点目の300万円でございますが、この補助の用途としまして300万円が限度額ということでございまして、その限度額いっぱいを補助申請といいますか要求をしておったところでございます。それが、全体予算の中でやはり配分をした結果、200万円ということで100万円減額になったということが1点でございます。

それからもう1点、お話ございました100万円の減額分のところでございますが、昨年度からこの事業を国のほうに申請をしまして、昨年度は満額いただきまして最大限活用して実施いたしました。今年度もぜひと思ったところですが、今御説明いたしましたように全体予算の関係で減額になってまいりまして、できれば今後も各公園のほうに少しずつつけていきたいという中で、いろいろ単価等もございますので、品目といいますかそれぞれの数、そういったものも踏まえながらできるだけ国からの補助を活用しながら設置をしていきたいというところで、あえて減額にはなりましたけれどもこの200万円を活用しながら整備をしていきたいという考えでございます。

○昌浦委員

わかりました。昨年が限度額いっぱいの300万円ついていた。大分合併して自治体そのものが少なくなったといえども全国にはまだ自治体が多いから、今年度に関しては200万円の査定額になったのかなとちょっと理解したところです。

最後の質問なんですけれども、これは毎年度300万円の申請をずっと継続してやっていけるものなのか。あるいは、終了年度というのがやっぱりこれも補助金の終了年度が設定されているものなのかをお聞きしたいと思います。

○松岡介護福祉課長

この補助金の目途といいますか大きなところは、介護予防であったりとかそういったところに使用する目的の中でいろんなメニューがありまして、今申し上げたようにそのメニューを各市町村から要望して積み上げた結果、だから配分が少なくなったということがございまして、この事業は基本的に毎年度行われて、今の時期に行われている事業ですので、ぜひ満額の300万円を申請していきながら整備を進めていきたいというふうに考えてございます。

○竹谷委員

同じ質問なんですけれども、これ大変重要な、高齢社会を迎えて大変重要な事業だというふうに着眼しておったんですよ。それで、今昌浦委員のお話ありましたけれど、300万円を一つの基本として計画的にこの事業を進めていくとすれば補助金が削られたからじゃあ今度は削るんじゃなく、それを一般会計なり何なりで持ち出ししてでもその事業を推進していくんだと。例えば、5カ年計画でこうやっていきたいんだとなれば、それに基づいてやっていかなければ毎年おくれてしまうんじゃないかと思うんです。ですから、そこはきちっと私は国の予算がつかなかったからやめたんじゃないかと、市としての計画的なものは一般財源を使ってでもやっていくという基本的な考えでこの事業を進めていかなければ意味がないんじゃないかと。国が介護保険の予防関係で出すからやるんじゃないかと、それを活用して市もある程度の財源を負担してでもやっていくんだという事業にしていくことが大事じゃないかと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○松岡介護福祉課長

お話ございましたように、高齢者の方々がやはり自宅から外に出て予防に努めていただく、特に震災後やはり閉じこもりがちになる分をぜひ予防していきたいということもございまして、その辺建設部のほうと設置できる、設置する公園なども十分打ち合わせしながら計画的にぜひ進めていきたいと考えております。

○竹谷委員

ぜひ、計画的に300万円なら300万円の事業を計画的にやって、5年なら5年にこの事業を終了するんだと。その場合、ある一定の補助金だけに頼るんじゃなく、一般財源でも確保できるものは確保して進めていくということが大事な事業じゃないかというふうに見ているんですけれども、そのように進めていただきたいというふうに思います。

○金野委員長

答弁はよろしいですね。はい。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○金野委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○金野委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 83 号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○金野委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 議案第 84 号 平成 24 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

○金野委員長

次に、議案第 84 号 平成 24 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

● 歳入歳出説明

○金野委員長

関係課長等から説明を求めます。下水道担当次長。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

それでは、下水道特別会計につきまして御説明させていただきます。

まず、歳出のほうから説明をさせていただきます。

126 ページ、127 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費で 853 万 6,000 円の増額補正でございます。説明欄 1、下水道事業庶務事務につきましては 853 万 6,000 円の追加補正でございます。主なものは、14 節プレハブ建物等借り上げ 134 万 2,000 円、18 節庁用備品購入費 101 万 3,000 円、19 節水道庁舎使用負担金 497 万 2,000 円でございます。これは、復興交付金事業におきまして採択されている排水不良箇所のポンプ場の整備及び雨水幹線整備を推進するために増員を要することから、事務室の改修費でございます。具体的には、庁舎 2 階の更衣室及び男子福利厚生室を事務室に改修し、その代がえをプレハブで庁舎西側にある現在の会議室のプレハブのところに設置するものでございます。

次に、1 款 2 項 1 目雨水管理費で 5,225 万円の増額補正でございます。説明欄 1、雨水管の維持管理事業につきましては 5,225 万円の追加補正でございます。11 節修繕料 610 万円でございます。主なものは、あやめ園南側の浮島字矢中地内の雨水排水路の崩壊したコンクリート柵渠の修繕でございます。13 節施設維持管理等業務委託料 500 万円でございます。これは、高橋雨水幹線の国道 45 号線の横断部分の関係の土砂しゅんせつが主なものでございます。15 節大代 1 丁目地内雨水排水修繕工事 415 万円でございます。これは、自衛隊正門向かいの排水不良箇所の側溝改良工事でございます。次に、八幡雨水幹線板柵修繕工事 3,400 万円でございます。これは、たび重なる余震や大雨により破損している 400 メートルの板柵修繕工事でございます。16 節土間用コンクリート等 300 万円でございます。これは、震災によりまして破損している側溝脇の土間コンクリートでございま

す。なお、手間につきましてはさきに議決をいただいております緊急雇用事業で行うものでございます。

次に、1款3項1目賦課徴収費については決算確定に伴う財源の組み替えでございます。

次のページをお願いいたします。

1款3項2目汚水管理費で840万円の増額補正でございます。説明欄1、污水管渠維持管理事業16節マンホール用鉄ぶた840万円でございます。これは、震災復旧工事箇所の老朽化している鉄ぶたを交換するため、200枚分のマンホールの鉄ぶた分でございます。

次に、2款1項1目公共下水道建設費で700万円の増額補正でございます。説明欄1、雨水施設建設事業単独700万円の追加補正でございます。主なものは、15節計画区域外市街地内水路整備工事590万円でございます。これは、多賀城消防署西部出張所南側の住宅内にあります旧農業排水路約150メートルの側溝整備工事でございます。

次に、3款1項1目公債費につきましては決算額確定及び歳出補正に伴う財源の組み替えでございます。

次のページをお願いいたします。

4款1項1目公共下水道施設災害復旧費で1億8,922万2,000円の増額補正でございます。説明欄1、公共下水道雨水施設災害復旧事業1億2,888万7,000円でございます。11節需要費380万7,000円でございます。主なものは、修繕費350万円でございます。これは、笠神新橋左岸上流部に設置してある鶴ヶ谷樋門ほか2カ所の修繕費用でございます。15節雨水施設災害復旧工事2,665万円でございます。次に、八幡雨水幹線管渠復旧工事9,783万円でございます。次に、雨水マンホール復旧工事60万円でございます。この3件の工事につきましては、昨年の災害査定後の余震等により破損した箇所の雨水施設の災害復旧工事でございます。

2、公共下水道雨水施設災害復旧事業、これは災害復旧事業の補助率確定による財源の組み替えでございます。

3、公共下水道汚水施設災害復旧事業6,033万5,000円でございます。主なものは、15節汚水マンホール復旧工事6,000万円でございます。これは、昨年の災害査定後の余震等により破損した箇所の災害復旧工事でございます。

4、公共下水道汚水施設災害復旧事業は災害復旧の補助率確定による財源の組み替えでございます。

歳出は以上でございます。

次に、歳入につきまして説明をさせていただきます。

122、123ページをお願いいたします。歳入でございます。

3款2項1目下水道事業国庫負担金で1億2,251万1,000円の増額補正でございます。説明欄1、公共土木施設災害復旧事業負担金1億2,251万1,000円の増額補正でございます。これは、災害補助率確定によるもので、雨水及び汚水とも80%が85.6%にふえたことによるものでございます。

次に、5款1項1目一般会計繰入金1億6,075万3,000円の増額補正でございます。これは、歳出で御説明いたしました各事業の一般会計繰入金でございます。

6款1項1目繰越金564万4,000円の増額補正でございます。これは、決算額確定による増額補正でございます。

次のページをお願いいたします。

8款1項1目下水道事業債で2,350万円の減額補正でございます。これは、決算額確定による減額補正でございます。5節公営企業災害復旧事業債で770万円の増額でございます。説明欄1、補助事業債2,450万円の減額補正でございます。これは、補助率が上がったことにより増額補正でございます。

次に2、単独事業債3,220万円の増額補正でございます。これは、単独災害工事の増額になったことによるものでございます。6節震災減収対策事業債で3,120万円の減額でございます。これは、災害復旧工事における単独事業債確定に伴う減額補正でございます。

歳入につきましての説明は以上でございます。

次に、118ページをお願いいたします。

第3表地方債補正の変更でございます。先ほど、歳入予算補正で御説明申し上げました下水道事業債の公営企業災害復旧事業債にあつては770万円の増額補正により地方債発行の限度額を1億5,280万円とするものでございます。また、震災減収対策起業債につきましては3,120万円の減額補正により、地方債の発行限度額を1億1,750万円とするものでございます。

これらによりまして、補正後の下水道事業全体における地方債限度額の合計は2,350万円減額の10億1,010万円となるものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同様でございます。

続きまして、資料2の31ページ、最終ページでございます。

こちらにつきましては、下水道事業の元利償還金の雨水・汚水の内訳と、それに対する財源の内訳が当初予算と比べてどのように変化したのかというものをあらわした表になっております。

以上で、下水道事業特別会計の補正予算の説明を終わらせていただきます。

● 歳入歳出一括質疑

○金野委員長

以上で説明を終わります。

これより、歳入歳出一括質疑に入ります。竹谷委員。

○竹谷委員

今回の補正の多くは、八幡雨水幹線の暗渠なり板柵が主ではないかというふうに見ておりますが、この八幡雨水幹線の底、しゅんせつというんですか、をしていかないとスムーズな流れが出てこないのではないかというふうに現場を見て思っているんですが、この板柵なり今修理箇所をやる時にそういうことも視野に入れて工事をしていこうとしているのか、それについてお伺いします。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

現在崩落して、土砂がたまっている箇所についてはそのように土砂等を上げることもやっていきたいというふうに考えております。

○竹谷委員

特に、雑草が生えてヨシが生えて、シルバー人材かな、をお願いしてちょっと刈り取りましたようですが、やはりああいうのを見るとやっぱりきちっとしゅんせつでもして板柵でやっておけばあとはしゅんせつをしていけば、流れが激しくなっていくんじゃないかというふうに見るわけで、やっぱりその辺も含めて、当面恒久護岸をしていかなきゃいけない、整備をしなきゃいけない箇所ですが、あの長さですのでやっぱり計画的にそういうことも含めながら進めていくことが大事ではないかというふうに見ております。せっかく工事をしていくわけですので、そういうのをあわせてやっていくというのも大事なことではないかというふうに見ているんですが、今後の対応についていかがでしょうか。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

現在、御存知のとおり既決予算でいただいております雨水計画の見直しを現在やっているところでございます。それで、特に昨年の台風で被害のひどいエリア、八幡ポンプ場に流れるエリアを最優先、その次には大代地区ということで優先エリアを決めてそのエリアで見直しの終わったところから実際には詳細設計をかけたまじで交付金で一気にといいますか、金額的には認められているものですから、実際には物理的な部分がございますけれども、早急に雨水対策ということで恒久的な管渠に入れかえをしていきたいというふうに考えております。

○竹谷委員

恒久的にやるのは当然で、相当時間がかかるでしょうから、やっぱりそういうしゅんせつということも視野に入れながら当面の整備と恒久的な整備とを両方使い合わせてやっていかないとまずいんじゃないかと思っておりますので意見として申し上げておきたいと思っております。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○金野委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○金野委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 84 号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○金野委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 議案第 85 号 平成 24 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 3 号）

○金野委員長

次に、議案第 85 号 平成 24 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

● 収入支出説明

関係部課長等から説明を求めます。上水道部次長。

○櫻井上水道部次長(兼)管理課長

それでは、資料 1 の 132 ページをお開き願います。

平成 24 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 3 号）でございます。

第 1 条は総則でございます。

第 2 条は業務の予定量でございます。予算第 2 条第 4 号は主要な建設改良事業でございますが、(2) の配水管改良事業 2,182 万 9,000 円を 6,797 万 1,000 円増額し、8,980 万円に改めるものでございます。これは、下水道災害復旧事業に係る排水管移設補償工事等に伴う増額補正でございます。

第 3 条は収益的収入及び支出でございます。予算第 3 条中に定めた収益的収入及び支出の予定額の補正をお願いするものでございます。支出において、既決予定額 16 億 7,884 万 8,000 円に、総額 485 万 8,000 円の減額をし、16 億 7,399 万円に改めるものでございます。主なものは、企業会計制度改正に伴う委託料の増額と消費税納付額の減額でございます。

第 4 条は資本的収入及び支出でございます。予算第 4 条本文括弧書き中、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額 3 億 5,693 万 7,000 円を 3,165 万 2,000 円増額し 3 億 8,858 万 9,000 円に改め、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,027 万 1,000 円を 743 万 8,000 円増額し 1,770 万 9,000 円に、過年度損益留保資金 1 億 4,680 万 2,000 円を 1 億 691 万 3,000 円に、当年度損益勘定留保資金 1 億 9,990 万円を 2 億 6,396 万 7,000 円に改めるものでございます。

次の 133 ページをお願いします。

資本的収入でございますが、既決予定額 2 億 8,120 万 4,000 円に 6,655 万円増額し、3 億 4,775 万 4,000 円に改めるものでございます。主なものは、下水道災害復旧事業に係る排水管移設補償工事等負担金でございます。

次に、資本的支出でございますが、既決予定額 6 億 6,016 万 7,000 円に 6,797 万 1,000 円増額し 7 億 3,413 万 8,000 円に改めるものでございます。主なものは、下水道災害復旧事業に係る排水管移設補償工事等でございます。

第 5 条は債務負担行為でございます。複数年契約を締結する企業会計制度改正に伴うシステム移行作業業務委託に係る事項、期間及び限度額を定めるものでございます。

136、137 ページをお開き願います。

補正予算説明書で、補正内容の詳細について御説明いたします。

初めに、収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

1 款水道事業費用で 485 万 8,000 円の減額補正をお願いするものでございます。1 項営業費用 6 目総係費委託料で 270 万 9,000 円の増額でございますが、企業会計制度改正に伴う移行作業業務委託料の増額補正でございます。

次に、2 項営業外費用 2 目消費税及び地方消費税で補正予算等の執行に伴う消費税納付額の予定額を 756 万 7,000 円減額するものでございます。

資本的収入及び支出でございます。

収入から御説明申し上げます。

1 款資本的収入で 6,655 万円の増額補正をお願いするものでございます。2 項 1 目他会計負担金、一般会計負担金で 572 万円 2,000 円の増額は、消火栓改良工事負担金 75 万円と下水道職員増員に伴う庁舎改修工事に係る一般会計負担金 497 万 2,000 円でございます。

5 項 1 目工事負担金で 6,082 万 8,000 円の増額補正は、清水沢多賀城線道路改築事業に伴う導水管移設工事負担金 323 万円、下水道災害復旧事業に係る配水管移設工事 5,759 万 8,000 円による負担金でございます。

次に支出でございます。

1 款 1 項 2 目配水管改良事業工事費で 6,797 万 1,000 円の増額補正でございます。収入で計上させていただきました負担金に対応した工事費で、その内訳は下水道災害復旧事業に伴う消火栓移設工事 75 万円、庁舎改修工事 497 万 2,000 円、清水沢多賀城線道路改築事業に伴う導水管移設工事 395 万 3,000 円、下水道災害復旧事業に係る配水管移設工事 5,829 万 6,000 円でございます。

ここで、補正後の損益計算について説明させていただきますので、資料 2 の 32 ページ、最終ページをお願いします。

損益計算について、当初予算と第 3 号補正後予算との比較表でございます。金額は消費税等抜きの金額となっております。

右側が収益、左側が費用となっております。当初予算、前回までの補正額、今回補正額、太枠で囲まれた部分が補正後予算額となっております。

今回の補正では、右側、収益の部の補正はなく、左側、費用の部で 258 万円の増額補正があり、結果、補正後の収益の合計は、右側、16 億 2,492 万 1,000 円、左側、費用の部、補正後予算額の下から 3 段目、16 億 1,149 万 6,000 円、純利益で 1,342 万 5,000 円となるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○金野委員長

以上で説明を終わります。

● 収入支出一括質疑

○金野委員長

これより、収入支出一括質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○金野委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○金野委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 85 号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○金野委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 議案第 86 号 平成 24 年度多賀城市災害公営住宅整備事業特別会計予算

○金野委員長

次に、議案第 86 号 平成 24 年度多賀城市災害公営住宅整備事業特別会計予算を議題といたします。

● 歳入歳出説明

○金野委員長

関係部課長等から説明を求めます。復興建設課長。

○熊谷復興建設課長

それでは、9月12日の本会議で条例改正の議決をいただきました災害公営住宅整備事業特別会計に基づく予算計上について御説明いたします。これにつきましては、条例改正の趣旨説明の際に市長公室長より特別会計の目的等を御説明申し上げているところですが、今回仮称第七小学校用地に災害公営住宅を建設するに当たり、用地取得費等を計上させていただきます。

それでは、歳出のほうから説明させていただきたいと思います。

148 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目災害公営住宅事業費で 9 億 6,127 万 9,000 円の計上でございます。説明欄 1、桜木地区災害公営住宅整備事業に係る経費のうち、手数料、これは不動産鑑定評価に

係る経費といたしまして 83 万 1,000 円を計上するものでございます。これは、当該用地における現時点での適正な土地の価格を算出するために行うものでございます。

次に、土地購入費ですが 9 億 6,044 万 8,000 円を計上してございます。これは、1 万 6791.04 平米分の用地買収費用を計上するものですが、これは仮称第七小学校用地の 1 万 5760.02 平米と隣接いたします県有地 1031.02 平米の合計面積になります。土地の平米当たりの単価につきましては、国税庁等が公表しております相続税の路線価を参考に概算費用として算出してございます。

また、隣接いたします県有地は、第七小学校用地の東側に位置する縦約 72.5 メートル、横 14.2 メートルの帯状の土地で、これを第七小学校用地と合わせて利用することで災害公営住宅が 10 戸程度ふやせると考えてございます。

こちらの県有地の経緯になりますが、宮城県が昭和 56 年度に取得し、震災前は県がポリテクセンターに貸し出し、ポリテクセンターが社宅用地として利用しておりました。その後、津波で被災したこともありまして社宅を取り壊し宮城県に返却、更地になっておりました。その後、第七小学校用地に災害公営住宅の建設が決まり、宮城県から売却したい旨の申し出があったことから、今回土地購入費を計上するものでございます。

次に、2 款 1 項予備費ですが 200 万円を計上しております。

申し訳ありませんが、次に 142 ページをお願いいたします。

第 2 表、債務負担行為でございます。これにつきましては、本年第 1 回臨時会において議決いただきました案件ではありますが、特別会計設置に伴い新たに設定するものでございます。なお、限度額につきましては、前回設定いたしました 36 億 7,660 万円から、今回計上いたしました用地購入費等の 9 億 6,127 万 9,000 円を減じた額により設定させていただくものでございます。

以上で歳出についての説明を終わります。

続いて、歳入について御説明申し上げますので、大変申し訳ありませんが 146 ページをお願いいたします。

1 款 1 項他会計繰入金ですが、一般会計繰入金で 1 億 2,215 万 9,000 円を計上するものでございます。これは、今回補正予算で計上いたしました用地購入費等の 9 億 6,127 万 9,000 円のうち、復興交付金補助率、いわゆる 8 分の 7 ですが、これを除いた残り 8 分の 1 相当額を計上するものでございます。同じく 2 項、基金繰入金ですが、東日本大震災復興交付金事業基金からの繰入金で、補正予算で計上いたしました額の復興交付金補助率 8 分の 7 に相当する額を計上してございます。

2 款 1 項で雑入で 1,000 円の科目設定でございます。

以上で、災害公営住宅整備事業特別会計の予算の説明を終わらせていただきます。

● 歳入歳出一括質疑

○金野委員長

以上で説明を終わります。

これより歳入歳出一括質疑に入ります。竹谷委員。

○竹谷委員

課長、大分丁寧に説明していただいたんでわかったんですが、平米単価は幾らになっているか。

○熊谷復興建設課長

あくまでも概算で見積もっていますが、国税庁の路線価の価格を一般的には0.8で割り返せというのが通常ですので、今現在5万7,200円で概算金額を計算してございます。以上です。

○竹谷委員

平米単価5万7,200円ですか。これは、役務で手数料ありますからこれから商売人が鑑定していくと思いますけれども、鑑定価格が高くなれば補正予算をまた変えていくという仕組みのものだというぐあいに理解しておいてよろしいですか。

○熊谷復興建設課長

そのような理解で構いません。

○佐藤委員

予算も通ったことで、いよいよ具体的に被災者、仮設住宅の方やら借り上げに住んでいる方々にとって目に見えて物事が運んできているなあというふうな思いになるかというふうに思うんです。大事なことは、この後どのように進んでいきますよというような計画をきちんと御提示していくことだというふうに思うんですけれども、その辺のスケジュールはどのようになっていますか。

○永沢建設部次長(兼)都市計画課長

桜木災害公営住宅の入居に至る経緯というふうに今理解をしましたけれども、2年後の秋ごろ、平成26年秋ぐらいの入居を今予定しておりますので、それまでその工事がかかりますので、それまで情報提供をし、入居の二、三カ月ぐらい前に募集もありますのでそういう作業をやってまいりたいと。皆さんには、広報誌等を使ってタイムリーに情報提供をしていきたいとこのように思っております。

○佐藤委員

入居の時期もそうなんですが、この後足りない分をどこにどのようにしていくのかということは、何か説明会がその都度開かれていて、しかし聞く人によってはいろんな思い出聞いているものですから、「あそこにも建つんだと、ここにも建つんだ」というようなお話が、私たちのほうに逆に聞かされるようなときもあります。そういうところを含めて、やっぱり正しい情報を安心できるような方向できちんと都度流していかないとならないのではないかとこのように思うんですが、そのことも含めてお尋ねしたんですけれども。

○永沢建設部次長(兼)都市計画課長

桜木以外の場所、これもお話しできる段階になりましたらば、きちんと説明してまいりたいと思っております。今回の一般質問も頂戴しておりますので、タイミングを見て公表してまいりたいとこのように思っております。

○金野委員長

ないかな。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○金野委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○金野委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 86 号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○金野委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案第 80 号から議案第 85 号までの平成 24 年度多賀城市各会計補正予算並びに議案第 86 号 平成 24 年度多賀城市災害公営住宅整備事業特別会計予算の審査は全て終了いたしました。

各議案ともそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決しましたので、この結果については議長宛てに報告をいたします。

なお、委員会報告の作成については、私委員長に一任願いたいと思います。

これをもって、補正予算等特別委員会を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。ありがとうございました。

午後 3 時 47 分 閉会

補正予算等特別委員会

委員長 金 野 次 男